

2月27日（水）

平成31年2月27日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

30番	満行潤一	（県民連合宮崎）
-----	------	----------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博二
人事委員会事務局長	原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 代表質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。宮崎県議会自由民主党の山下博三でございます。今回で3度目の代表質問になります。今回も地元から多くの皆様に傍聴にいただきました。ありがとうございます。

さて、今回は、平成を締めくくる代表質問になりました。まず、平成時代の30年を振り返ってみますと、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害が相次いだ時代でありました。本県でも口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火といった大きな災害が発生しております。また、バブル崩壊とデフレ不況を経験し、景気は回復を続けておりますが、先行きは不透明であります。さらに、人口減少、少子高齢化にも歯どめをかけることはできておりません。平成8年に117万7,000人でピークを迎えた本県の人口は、今や108万人を切っております。

このように、かじ取りの難しい状況がしばらくは続くかもしれませんが、5月から新しい元号のスタートとなります。次の時代へ前向きに進んでいくという決意のもと、お伺いをしてまいります。

最初に、知事の政治姿勢についてお伺いをい

たします。

まずは、河野知事、3期目の御就任、おめでとうございます。知事は、今回の選挙においても、経済団体を初め、我が自民党など多くの支援を得て臨まれ、大きな得票差で当選をされました。これまでの安定した県政運営、実績を評価されてのものであると思います。この県民の期待に応えていただきますよう、3期目の御活躍を御期待申し上げます。

さて、知事は、今回の選挙で県民に示された政策提案の中で、平成23年1月に就任されて以降の県政の実績を挙げておられます。フードビジネスなどの成長産業や中核的企業の育成、企業立地などの取り組みが順調に進んでいること、また、農林漁業生産額や食料品出荷額、輸出額等も年々伸びており、1人当たりの県民所得もふえるなど、着実に本県の「新たな成長に向けた流れ」を築くことができていると、確かな手応えを感じているということでもあります。

一方、現在の県政には、人口減少対策を初め、県民生活の安定に向けて取り組むべき課題は山積しているのではないかと認識しておりますが、3期目ともなると、このような課題の解決に向けた、いよいよ河野県政の総仕上げとしての成果が求められるものと考えます。そこで、まず知事に、3期目に当たって認識されている課題と意気込みをお伺いいたします。

次に、河野知事を支える両副知事にお伺いいたします。

郡司副知事は、県職員出身、農政のスペシャリストとして、鎌原副知事は、国土交通省から、初めての地方での仕事が宮崎でということであり、この2年間、それぞれ知事をしっかりと支えてこられたと思います。知事の3期目のスタートに当たり、これまでの取り組み実績と

今後の課題について、両副知事にお伺いいたします。

以下は、質問者席より行ってまいります。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。3期目の課題、意気込みについてであります。

私は今回の選挙において、この4年間で重点的に取り組む政策を4つの柱に整理してお示しをいたしました。人口減少問題に徹底して取り組むこと、地域経済の着実な成長を図ること、安心・安全で心豊かな暮らしを築くこと、そしてスポーツ、文化で地域に活力をもたらすこと、この4つの柱で県民の皆様には約束をしたところであります。

中でも急速に進む少子高齢化等に伴う人口減少や人口構造の変化は、今後の本県経済や県民の暮らしに重大な影響をもたらすものであります。この4年間の取り組みが、これからの50年、100年先の宮崎のありようを方向づける重要なものになると考えております。

今後の県政運営におきましては、この人口減少の流れに可能な限りブレーキをかけていくこと、そして、人口構造の変化に対応できる社会に変えていくことが最大の課題であると考えております。

私は、これまでの県政運営で積み重ねてまいりました実績や経験、また、市町村や関係団体との連携体制等も最大限活用しながら、人口減少問題への対応を初めとする困難な課題にも果敢に挑戦し、しっかりと成果を出してまいりたいと考えております。そして、将来を担う若者を初めとする県民の皆様が、この宮崎県に住んでよかった、いつまでも住み続けたいと実感できる郷土宮崎を築いていくことができるよう、

全力を尽くしてまいる覚悟でありますので、引き続き県民の皆様の御支援、議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げます。以上であります。 [降壇]

○副知事(郡司行敏君) [登壇] お答えします。これまでの実績と今後の課題についてであります。

私は、副知事としての大きな責務は、職員の力を結集し、最大限の成果を出せるようにしていくこと、また、県議会の皆様を初め、市町村や関係団体等の皆様との連携・協力を深めるための調整役としての役割をしっかりと果たしていくことであると考えております。

このため、これまでの2年間、県内の市町村、団体、企業はもとより、県外、国外にも積極的に出向いて、さまざまな御意見をお聞きし、また、現場の実情を見せていただいて、それを適宜、知事にお伝えするとともに、県政に反映できるように努めてまいりました。

そのような中で、例えば2巡目国体・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備に関する議論や、カーフェリーの新会社設立の取り組み、JR九州の減便問題への対応などが印象に残っております。

中でも宮崎牛につきましては、一昨年、宮城県で開催されました全国和牛能力共進会での3大会連続となる内閣総理大臣賞の受賞、その後、全国に先駆けて実施することができました台湾への輸出、また、アカデミー賞アフターパーティーでの2年連続となる採用など、これまでの長年にわたる取り組みが実を結んだものと、大変うれしく思っているところであります。

今後は、知事が徹底して取り組むとしている人口減少問題に知事とともに全力を尽くし、そ

の道筋をつけるとともに、来年に迫りました国文祭・芸文祭を成功させること、また、2巡目国体に向けた準備や競技力の向上、さらにはカーフェリーや国際航空路線などの交通物流対策などに積極的に取り組んでまいりたいと、そのように考えているところであります。

今後とも、県庁の組織がしっかり機能し、県職員が最大限の能力を発揮できますよう、また、県議会の皆様を初め、県内市町村や企業団体、そして県民の皆様との連携・協力によるオール宮崎での県政運営が円滑に進みますよう、河野知事の補佐役としての責務をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事（鎌原宜文君）〔登壇〕 お答えします。これまでの実績と今後の課題についてであります。

私は、副知事就任以来、地域の皆様の声に真摯に耳を傾け、関係する方々と丁寧な議論を行うこと、そして、それらの声をしっかり施策に反映させることを常に心がけながら、各種インフラ整備を初め、産業や観光の振興、県民の皆様様の安心・安全な暮らしの実現に向けて取り組んでまいりました。

そうした中、特にインフラ整備につきましては、知事を先頭にオール宮崎で取り組んだ結果、高速道路網の整備が着実に進むなど、地域経済の発展の礎となる成果があらわれてきましたことを、大変うれしく思っているところであります。中でも、昨年九州中央自動車道の新規事業化は、地元の皆様にとりまして長年の悲願であり、その喜びをともに分かち合いましたことは、大変思い出深く私の心に残っております。

一方、本県は、人口減少・少子高齢化が進む

中で、人材の確保や医療・福祉の充実、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えた県土の強靱化など、重要な課題が山積しております。

また、ことしからゴールデン・スポーツイヤーズがスタートするなど、本県が飛躍する大きなチャンスを迎えております。このため私は、引き続き知事の補佐役として、郡司副知事としっかり連携をして、これまで培った知識、経験、人脈を最大限活用しながら、今や第二のふるさとと考えております宮崎県のさらなる成長、発展に貢献できるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○山下博三議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。両副知事も、ちょうど任期4年の折り返しの時点になりました。特に、鎌原副知事におかれましては、副知事就任後、県内くまなく回っていただいております。南海トラフ地震対策や国土強靱化対策など、インフラ整備のおくれている本県のため、引き続きお力添えをいただきますよう、よろしく願いいたします。

引き続き、総合計画長期ビジョンについて伺いをいたします。

「総合計画長期ビジョン」は、長期的な視点から、本県が目指す将来像を描き、その実現のための課題や施策の方向性を示すものとして策定されているものであります。

河野県政がスタートした2011年に策定され、これまで知事の任期にあわせて見直しが行われており、今回3期目の開始に伴って、今議会にその変更の議案が提出されたところであります。

この内容を見てみますと、現在8本ある「長期戦略」が、戦略1の「人口問題対応戦略」、

戦略2の「産業成長・経済活性化戦略」、戦略3の「観光・スポーツ・文化振興戦略」、戦略4の「生涯健康・活躍社会戦略」、戦略5の「危機管理強化戦略」の計5本の戦略に集約をされております。

いずれも、本県において長期的・優先的に対応が求められているものであることは理解できますが、県が抱える課題全体が網羅されており、どこに重点があるのかが伝わりにくいようにも思われます。

そこで、5つの長期戦略の中で、知事が特に重要だと考える戦略とその理由について、お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 新たな長期ビジョンは、総合計画審議会や県内8つの地域での県民会議における意見等を踏まえて策定しております。今御指摘がありましたような、産業振興を図るための「産業成長・経済活性化戦略」や、インバウンド需要を取り込むとともに、本県で開催される国文祭・芸文祭などの成功につなげていく「観光・スポーツ・文化振興戦略」など、5つの戦略を掲げております。

これらはいずれも、本県の将来を描いていく上で必要不可欠であると考えておりますが、その中でも全体のベースとなる戦略は、「人口問題対応戦略」であります。

高齢者の人口が減少に転じる市町村も出てきております。今後、人口減少に加え、人口構造も大きく変化していくことが想定される中で、この問題にどのように取り組むかによって、本県の人口が将来どのレベルで安定するのか、あるいは減少し続けるのか、その選択の道、大変重要なポイントに立っておると考えております。

人口減少問題は、長期ビジョンに掲げまし

た、それぞれの戦略に共通する課題であります。あらゆる施策に影響を及ぼすことから、この問題に正面から向き合い、道筋をつけていく必要があるものと考えております。

○山下博三議員 ただいまの答弁にもありましたが、「人口問題対応戦略」についてお伺いをさせていただきます。

檀上でも述べましたが、本県の人口減少には歯どめがかかっておりません。この傾向は急に変わるものではなく、今回の「長期ビジョン」においても、2030年には本県人口が100万人を下回り、現状のまま推移するケースでは97万7,000人まで減少することも危惧されているようです。

このような大変厳しい状況の中で、知事は人口減少対策にどのように取り組むのか、その決意をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 我が国におきましては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者になろうとする一方で、出生数の減少が続いております。人口減少は長期にわたるものと推計をされているところであります。

私は、人口減少に入ったことを悲観的にのみ捉えるのではなく、私たちの意識や社会のあり方を変えることで、希望ある未来を築いていくことが必要であると考えております。

その中で早急に対応すべきことは、人手不足の問題であります。特に経済活動におきましては、雇用に対する経営者の意識変革を促し、県内の企業や産業の魅力を高め、その情報を学生や求職者にしっかり届ける仕組みを構築してまいりたいと考えております。

この2週間、私も東京で、移住や本県での就農につながるようなイベント、またフェアに取り組んでまいりましたが、地方暮らしに対する

関心が高まり、また、宮崎での農業への関心というものを肌身で感じたところであります。

こうしたU I Jターンの促進、これも重要な課題でありますし、さらには、子育ての不安や負担の軽減策、そして本県の特色ある自然・スポーツ・文化を生かした交流人口・関係人口の拡大など、これまでの取り組みからさらに踏み込んだ対策を、新たなアクションプランの策定とあわせて検討してまいります。

○山下博三議員 「人口問題対応戦略」は、現行計画の「人口問題戦略」と同様に、2030年の本県総人口と合計特殊出生率とを戦略目標に掲げています。

これを比較してみますと、総人口に関しては、4年前に改定された現行長期ビジョンの目標値が「100万人以上」となっているのに対して、今回の改定長期ビジョン案では「100万人程度」と修正をされております。

また、合計特殊出生率も、同じく「2.07」から「1.9程度」となっており、2030年の目標値がいずれも下がっているように思われますが、戦略目標設定の考え方について、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県では人口の自然減と社会減とが同時進行する中、今回の長期ビジョン改定に当たりまして、新たにまとまった平成27年国勢調査結果をもとに推計を行いましたところ、特段の措置を講じなければ、さらに人口減少が加速する結果となったところであります。

このため、人口問題対応戦略の目標値につきましては、2030年代の末までに社会減の解消と合計特殊出生率2.07の達成を目指し、2030年までに達成すべき水準として設定したものでございまして、今後、人口減少が進む中であっても

将来的に歯どめをかけていくという考え方は、引き続き維持しているところであります。

また、今回の見直しにあわせて、社会減対策の重要な指標となります県内高校や大学等の卒業生の県内就職割合を、新たな戦略目標として位置づけておりました。若者の流出抑制に向けて、さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。人口減少問題については、また後ほど触れさせていただきます。

次に、2巡目国体に向け、都城市山之口町に整備する陸上競技場についてお伺いをいたします。

都城市山之口町に陸上競技場を整備することが決まってから、都城市はさまざまな政策を先行して進めており、地元では、寄附金を募って大量ののぼり旗を設置するなど大変盛り上がっている状況であります。こうした地元の姿勢を私は大いに評価しているところでありますが、先日、閉会中の総務政策常任委員会において、陸上競技場の整備に係る費用総額200億円のうち、都城市の負担額は20億円以内という報告がなされております。

一方、報道では、都城市の事業規模が50億円になるとも伺っており、陸上競技場の整備を進めるに当たって、地元都城市と県との役割分担をどのようにするかは大変重要であります。都城市がどのような役割を担うことになっているのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 都城市山之口町に整備いたします陸上競技場については、スポーツランドみやぎの全県展開を図る上での県西地域の拠点施設となるものでありまして、地元都城市も地域振興につなげたいと考えてお

りますことから、県と都城市が共同して整備を行うこととしております。

全体整備費約200億円のうち、県は公園区域東側の造成と主競技場及び投てき練習場の整備を、また都城市は、公園区域西側の造成と補助競技場や多目的広場、駐車場等の整備を行うこととしておりまして、都城市が行う事業規模は50億円程度を見込んでおります。

なお、都城市が実施する事業につきましても、国の社会資本整備総合交付金の活用等によりまして、都城市の一般財源ベースの負担は20億円程度を見込んでいるところであります。

このほか、都城市においては、市営住宅の移転や水道施設の移設などの関連事業を別途実施していただくこととなっております。

○山下博三議員 わかりました。

次に、陸上競技場周辺のインフラ整備についてであります。高速道路については、山之口スマートインターチェンジが整備されておりますが、国体の参加人員を考えると、高速道路の渋滞も懸念されます。国体を円滑に運営するため、また、国体後の施設活用においても、周辺道路も含めた交通対策が重要であると思っております。

また、現在の山之口運動公園は約12ヘクタールですが、新たな陸上競技場や投てき競技場などを整備するため、公園区域が22ヘクタールに拡張されることとあります。そこで重要になるのが雨水対策であります。周辺地域に影響が生じないように、しっかりとした排水対策を講じなければならないと考えております。

このように、陸上競技場の整備に当たっては、その周辺の交通対策や排水対策も含めて進めていくことが重要であると思っておりますが、この

点について総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 陸上競技場の整備に当たりましては、議員御指摘のとおり、交通対策や排水対策などもあわせて行っていくことが大変重要であると考えております。

まず、交通対策につきましては、国体開催に向け、県準備委員会において交通輸送計画を策定することとなりますが、渋滞緩和のためのソフト対策や交差点改良等の必要性などを含め、綿密な検討を行ってまいりたいと考えております。

また、今回、公園区域を拡張することとなりますので、雨水の排水対策につきましても、基本設計を行う中で、周辺に影響を及ぼさないよう検討していくこととしております。

このほか、利便性の向上や安全確保など、地元都城市や競技団体等の関係機関と十分に連携しながら、必要な対策について、引き続き工夫、検討してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 昨年の台風が来ましたときも、現在の陸上競技場の下流域の水田、人家、その辺も大変な浸水被害を受けているんですね。面積が広がることによって、地元の皆さん方から、雨水対策をしっかりとしてほしいという要望が非常に強いようでありますので、対応をしっかりと進めてください。

次に、10%への消費税増税の本県財政への影響についてお伺いをいたします。

安倍総理は先月28日の衆参両院本会議で、平成最後の施政方針演説を行いました。その中で、10月に予定する消費税率10%への引き上げについて、「少子高齢化を克服し、全世代型社会保障制度を築き上げるため、どうしても必要だ」と述べておられます。

そこで、まず、今回の消費税及び地方消費税

の税率引き上げに伴い、本県の税収はどの程度増加すると見込んでおられるのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（畑山栄介君） 本県の税収につきましては、全国の地方消費税収入に占める本県分の割合などから試算すると、今回の税率引き上げに伴い、初年度である平成31年度は約3億9,000万円、平年度ベースでは50億円程度の増収になると見込んでおります。

これらは、年金、医療及び介護の社会保障給付、幼児教育・保育の無償化等の子供・子育て支援、その他社会保障施策に要する経費に充てることとされております。

○山下博三議員 次に、幼児教育・保育の無償化についてお伺いをいたします。

政府は、昨年12月、幼児教育・保育の無償化を決定し、現在開催中の国会に、子ども・子育て支援法の改正案を提出しております。この法案が可決されれば、少子高齢化という課題に正面から取り組むため、ことし10月から予定される消費税10%への引き上げによる財源の一部を活用し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することとなります。

20代や30代の若い世代が理想の子供数を持たない最大の理由が、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」とのことです。幼児教育・保育の無償化を初めとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の一つであります。

ことしの10月から、幼稚園や保育所等に通う3歳から5歳の全ての子どもと、保育所などに通う0歳から2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園、保育所、認定こども園等の費用は無償化されますが、無償化を契機に少子化対策を進めていくことが重要になってまいりま

す。

まず、この無償化により県の負担はどれくらいふえるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 幼児教育・保育の無償化に必要な費用は、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1ずつ負担することとされております。

無償化に伴い新たに生じる県の負担は、本年10月から年度末までの6カ月分で約10億円程度を見込んでおります。

この財源につきましては、消費税引き上げに伴い、国と地方へ配分される増収分を活用することとされておりますが、来年度は地方消費税の増収分がわずかでありますことから、臨時交付金として、全額国費で負担されることとなっております。

なお、翌年度以降につきましては、通年分となりますので約20億円となりますが、地方財政措置が講じられることとなっております。

○山下博三議員 次に、幼児教育・保育の無償化の趣旨を踏まえて、少子化対策にどのように取り組んでいかれるのか、同じく福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 幼児教育・保育の無償化は、子育て世代の経済的負担の軽減につながりますことから、少子化対策に効果が期待できるものと考えております。

少子化対策は、大変重要な課題であり、県では、夫婦の子育て協働の推進や、子育て支援団体への助成などに、これまで取り組んできたところでございますが、子育ての負担軽減には、経済的負担の軽減に加えまして、子育てを支援する機運の醸成など、職場における取り組みも不可欠であると考えております。

このため、今後は、働き方改革の動きも踏まえ、職場において、子育てへの理解が深まり、働く世代の仕事と育児の両立支援が進むよう、関係部局や関係団体、企業等とも十分に連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 消費税引き上げ分が充てられる社会保障関係費のうち、子ども・子育て支援には、平成31年度当初予算で177億4,000万円もの予算が措置されております。これは、県内の0歳から5歳までの約5万5,000人が対象となります。

結婚から妊娠、出産、育児の切れ目ない支援で、どの地域においても、安心して子育てができるよう、また1人でも多くの子供を産んでいただけるような環境づくりを、よろしく願いいたします。

次に、重度障がい者（児）の医療費助成事業についてお伺いをいたします。

この制度では、外来の場合、一旦、医療機関窓口で医療費を支払い、後日、市町村から還付を受ける償還払いとされており、そうした負担のない現物給付化を求めて、去る11月定例会において請願がなされ、全会一致で採択したところであります。

議会といたしましては、重い障がいのある方の切実な願いを受け、現物給付化を進めるべきとの判断を示したものであり、執行部のしっかりとした対応を求めるものであります。

また、1月9日には、知事に対し、市町村からも要望がなされたと伺っており、制度の実施主体である県内全ての市町村が一致して取り組む方針が示されたものと考えます。

そこで、知事に、今後、外来の現物給付化を実施する考えがあるか、お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 重度障がい者（児）医療費公費負担制度につきましては、医療費が高額となる入院におきましては、平成18年から現物給付を実施しておりますが、障がい者団体等から、外来においても現物給付化を求める要望が寄せられているところであります。

現物給付化は、利用者の負担軽減に資する一方で、県と市町村にかなりの財政負担が生じるものでございますが、私としましては、重い障がいのある方の切実な声、また、実施主体である市町村からの要望、そして、県議会における請願の採択を重く受けとめ、現物給付の実施に向けて検討を進めることを決断いたしました。

今後、医療機関等との調整などさまざまな課題もございますので、市町村と一体となって協議を重ねながら取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 知事から、外来の現物給付化についてはさまざまな課題があるが、市町村と一体となって検討を進めるとの答弁があったところであります。

実施に向けては、具体的にどのような課題があり、検討にどれぐらいの時間を要するものなのか、課題とスケジュールについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 重度障がい者（児）医療費公費負担制度における外来の現物給付化に当たりましては、現在、月額1,000円としている自己負担額を、月に複数回、複数の医療機関を受診される場合に、窓口でどのように負担していただくかなどの制度設計が大きな課題となります。

また、医療機関、国民健康保険団体連合会などの関係機関との調整や、事業費の増大、システムの改修など、県と市町村に生じる新たな財

政負担への対応も必要であります。

制度を将来に向けて安定的に運営していくためには、こうした課題をしっかりと整理していく必要があります。また、市町村の条例改正手続や周知期間などにも一定の時間を要すると考えております。

このため、他県の先例などを踏まえ、実施の時期としましては、早くとも平成32年度中になるものと想定しております。

○山下博三議員 ありがとうございます。さまざまな手続を踏んで32年度からの実施という明快な答弁をいただきました。スピード感を持って実施していただくよう、よろしく願いいたします。

次に、林業大学校と森林環境譲与税についてお伺いをいたします。

まず、林業大学校についてお伺いをいたします。

本県は、27年連続で杉丸太の生産日本一を続ける全国有数の林業県であります。採算性の悪化、林業就業者の減少や高齢化などから、伐採後の適切な更新が行われない森林や、間伐等の手入れが行き届いていない森林の増加が懸念されるなどの課題に直面しております。

このような状況の中、ことし4月に「みやざき林業大学校」が開講いたします。本県の森林・林業の将来を担う人材が育成され、本県の林業の現場などで即戦力となって大いに活躍されることを期待しております。

そこで、林業大学校では、本県の林業が求める人材をしっかりと育成していただきたいと思いますが、開講に向けた準備状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 「みやざき林業大学校」の準備状況につきましては、長期課

程の受講希望者に対して、推薦及び一般選考を実施し、15名の定員を上回る23名に合格通知を行ったところであります。

また、大学校で使用する研修用機器の整備や、現在林業に従事している方の技術力向上を目的とした短期課程など含めた、全ての研修コースのカリキュラムの作成を終えるとともに、今月初めには担い手育成の機運醸成を図るシンポジウムを開催し、大学校の運営を支援するサポートチームなどから240名に御参加いただいたところであります。

現在は、長期課程における遠方からの受講生向けに公営住宅を提供していただく予定の美郷町や日向市、諸塚村と入居の調整を行うほか、研修を担当する講師と、研修内容について最終調整などを行っている状況であります。

林業大学校につきましては、4月の開講に向け、準備に万全を期してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 募集を上回る人気で、非常にいいスタートを切れたなど評価しておきたいと思っております。

次に、森林環境譲与税についてお伺いをいたします。

温室効果ガスの排出削減目標達成や災害防止等を図るために、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度、新たな森林管理システムが来年度から施行されることを踏まえ、森林環境譲与税は、平成31年度から県や市町村に譲与されることとなります。

そこで、県は森林環境譲与税を活用して、平成31年度はどのような事業に取り組んでいかれるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 森林環境譲与税は、平成31年度から施行されます新たな森林

管理システムの円滑な推進などを図るために譲与されるものであり、現在、国会に関連法案が提出されているところであります。

法案では、税の使途について、森林の整備や人材の育成・確保、木材利用の促進に関する施策に充てることが規定されており、都道府県は、市町村が行う施策に対する支援などを行うことになっております。

このため県では、平成31年度事業として、市町村が行います林地集約の事務や林地台帳の整備などの支援を初め、「みやざき林業大学校」における人材の育成、さらには、川崎市などと連携した都市部における県産材の利用促進など、7事業1億6,300万円を予算案に計上しております。また、法案成立後に、これらの事業へ1億800万円の譲与税を充当したいと考えております。

○山下博三議員 次に、事業承継についてお伺いをいたします。

若年層の人口の維持・拡大とともに、地域に根差した中小企業や小規模事業者の存続も、地域の経済・雇用、そして我が国経済の将来に必要であります。

平成29年に県が60歳以上の経営者を対象に行ったアンケート調査によりますと、「適当な後継者がいない」などの理由により、26.6%が「自分の代で廃業・解散する予定」、22.9%が「まだ決めていない」としております。

事業者が円滑な事業承継を行うためには、相当な準備期間を要すると聞いておりますが、経営者の高齢化や後継者不在により、やむなく廃業してしまうのではなく、その技術やノウハウを次世代に確実に引き継ぐことができれば、雇用の確保、地域経済への貢献を続けることにもつながることから、事業承継の問題は、まさに

喫緊の課題となっております。

このような状況を受けて、本県では、平成27年8月に「事業引継ぎ支援センター」が設置され、後継者のいない事業者を支援していると聞いておりますが、特に、小規模事業者の占める割合が高い本県では、公的機関であるセンターによる支援は大変重要と考えております。

そこで、県事業引継ぎ支援センターにおける取り組みとこれまでの実績について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 「県事業引継ぎ支援センター」では、親族内承継、従業員承継第三者承継といった事業承継に関する相談に幅広く対応するとともに、円滑な事業承継に向けて、相談者との個別面談を通じ、個々の企業の状況に即した課題整理や、マッチング支援を行っているところであります。

中でも、身近な後継者がいない案件につきましては、「後継者人材バンク」事業として、事業者と創業を目指す起業家等とのマッチングにも取り組んでおります。

センターのこれまでの実績につきましては、平成27年8月の開設から本年1月末までで、相談件数が535件、そのうち、事業承継の成約に至ったものが27件となっており、特に、今年度の成約実績については18件で、昨年度末までの成約実績9件に比べて大きく増加している状況となっております。

○山下博三議員 この事業引継ぎ支援センターでの支援に加えて、事業承継する際に事業を引き受ける側、すなわち後継者に発生する税負担の軽減策も同時に講じていただく必要があります。

そこで、現在、事業承継税制の拡充に係る検討が行われていると聞いておりますが、その内

容について商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 国におきましては、事業承継を推進するため、平成30年度より、非上場会社の後継者が、相続により、その株式等を引き継いだ場合の納税猶予割合を、それまでの8割から10割に引き上げるなど、法人向けの事業承継税制の大幅な拡充が図られております。

こうした現行の措置に加え、今般、事業承継税制のさらなる拡充といたしまして、個人事業者が土地・建物などの事業用資産を後継者に引き継ぐ際、後継者の相続税・贈与税の全額を猶予する、いわゆる「個人版事業承継税制」の創設が検討されているところであります。

県といたしましては、国の動向を注視しながら、商工団体等との関係機関と連携し、ホームページや広報誌、セミナーなど、あらゆる機会を通じて、事業承継税制の周知に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 先般も新聞報道がありましたけれども、毎年350社程度は事業を廃業されていく、この実態が112億でしたかね。そして、1,000人の雇用が失われている現状が出てまいりました。そのことも含めて事業承継が円滑に進むよう、県の取り組みをもっとPRしていただきたいと思っております。

次に、外国人労働者の受け入れについてお伺いをしてまいります。

私は常日ごろから、地元の方々と意見交換する機会が多いのですが、その中で、特に最近誰もが口にすることが多くなったなと感じることの一つに、人手不足があります。農業、建設業、介護・福祉といった分野では、かねてから人手が足りないと聞いておりましたが、最近

は、業種を問わず、あらゆるところで人手が足りないということをよく聞くのです。人口減少の時代を迎え、地方においても、人手不足は深刻化する一方であります。

その打開策の一つとして、今般、出入国管理及び難民認定法が改正され、この4月から施行されることになりました。これにより、国内では5年間で最大34万5,000人の外国人が新たな在留資格のもとで受け入れ可能となります。

これまで、技能実習制度を活用し、外国人労働者を受け入れてきたわけですが、まずは、本県における技能実習生を含む外国人労働者の数について、在留資格別及び国籍別の推移を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 宮崎労働局によりますと、本県の外国人労働者数は、各年の10月末現在で、平成26年の1,885人と比較して、30年は約2.2倍の4,144人に増加しております。

在留資格別に見ますと、「技能実習」が26年の1,248人から30年には約2.2倍の2,800人に、留学などの「資格外活動」が128人から481人に、永住者などの「身分に基づく在留資格」が299人から461人と、いずれも増加しております。

次に、国籍別で見ますと、「ベトナム」が26年の108人から30年には約15.5倍の1,678人に、「インドネシア」が225人から499人に、また「フィリピン」が131人から325人にいずれも増加した一方で、「中国」は1,082人から772人に減少しているところであります。

○山下博三議員 かなりな勢いでふえております。新たな外国人材の円滑な受け入れを図るためには、生活者としての外国人が暮らしやすい環境整備を進める必要があります。外国人住民へのさまざまな支援を行うとともに、外国人を

地域の一員として受け入れ、互いの文化的違いを認め合い、共生していくという「多文化共生社会づくり」が求められております。

本県でも外国人の受け入れが増加すると見込まれますが、地域での共生に向けて、県はどのような対応を行うのか、同じく商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、現在、多文化共生社会づくりを推進するため、県国際交流協会を中心に、外国人住民への日本語学習支援や、教育・医療・防災などの生活面でのさまざまな支援を行うとともに、県民向けの国際理解講座等を実施しているところであります。

今後、新たな外国人材の受け入れ拡大に伴い、外国人住民への一層の支援が必要になりますことから、行政・生活全般の情報提供や相談対応を多言語で行う一元的な窓口として、多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置を検討しているところであります。

また、外国人材の受け入れ・共生には、地域社会への参加促進など、住民に身近な市町村の役割も重要でありますことから、県と市町村との連絡協議会を立ち上げ、情報共有や連携した取り組みの推進を図ることとしたところであります。

今後さらに、国や市町村、関係団体等と連携しながら、外国人材の円滑な受け入れ・共生に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 私の住む都城市においても、かなりの外国人が居住をされております。市としても対応の必要性を案じておられました。県との協議を進めていくということですので大変期待をされておりますから、早急な対応

をよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、法務省によりますと、日本に不法残留する外国人は、平成30年7月1日現在で6万9,346人であり、平成30年1月1日からの半年で2,848人ふえ、年々増加をしております。

本県でも外国人労働者が増加し、不法滞在や外国人による犯罪が増加しているのではないかとこの心配の声もあります。そこで、過去3年間の外国人犯罪の推移について、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 宮崎県における過去3年間の外国人犯罪の推移につきましては、平成28年は、刑法犯の検挙件数と人数は7件5人、特別法犯は2件2人となっております。平成29年は、刑法犯は8件8人、特別法犯の検挙はありませんでした。平成30年は、刑法犯は11件11人、特別法犯は10件6人となっております。

○山下博三議員 県民の方も大変不安に思っておられますから、少しでも治安を乱さないような連携をよろしく願いしておきたいと思っております。

それから、技能実習生、留学生等の受け入れが進み、居住外国人数は着実にふえています。一方で、不法残留外国人や技能実習生の失踪も増加傾向にあることから、不法滞在外国人対策について、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 今後、本県におきましても居住外国人の増加が予想されることから、特に不法残留等の犯罪の発生が懸念される技能実習生の失踪の防止に関しましては、受け入れ企業・入国管理局等との連携を強化しております。また、居住外国人が日本の法律・文化を理解して安全・安心に暮らせるように、技能実習生に対する講習等各種対策を推進してお

ります。

○山下博三議員 次に、農政問題についてお伺いしてまいります。

まずは、農協をめぐる状況についてお伺いいたします。

農業協同組合はこれまで、農業者の営農、生活、加工などさまざまな事業を展開され、グローバル化した日本農業の中で先駆的役割を担ってまいりました。

しかしながら、平成26年6月10日、政府の規制改革推進会議は、農協、農業委員会等に関する改革の推進について取りまとめを行いました。

また、改革に当たっては、平成26年6月から平成31年5月を集中期間として、農協グループが自主的に改革に取り組むこととし、規制改革推進会議は、その期間フォローアップを行うこととしたところであります。

改革集中期間の最終段階と言える昨年11月、組合員の代表ら1,300人の参加のもと、第24回JA宮崎県大会が開催され、JAグループ宮崎として農協改革を進めていく上で、その方向性を諮る大変重要な大会となりました。

大会では、現在県内に13あるJAグループの総合力を最大限に発揮するためにはどのような組織であるべきか、具体的に検討整理を行う「県域JA構想」の策定を進めることが、満場一致で決議されました。

JAグループが総力を挙げて、本県農業、地域の将来像を十分に協議しながら、あるべき姿を検討することとされたことは、大きな意義があると考えます。その背景には、近年、農業をめぐる情勢の中で大きな課題となっている担い手不足や高齢化、農業生産基盤の縮小、脆弱化などの「農業・農村の危機」、地域社会、地域

の疲弊や農協組織基盤の弱体化、事業取扱高の減少などの「組織・事業・経営の危機」、組合員構成の変化・多様化によるJA組織の意識の低下など「協同組合の危機」があり、それぞれの分野ごとに検討を進めていくということであり、ります。

昨年末の選挙において、河野知事は、農民連盟からいち早く推薦を受けられ、盤石の体制で3選を果たされました。JAグループが「農業・農村の危機」と位置づけている、JAグループの組織基盤や経営基盤の脆弱化についてどのような認識を持っておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） JAグループには、営農指導事業や経済・信用事業等を通じまして、地域農業の発展はもとより、地域を支える社会基盤として重要な役割を担っていただいております。

こうした中、県内JAにおきましては、平成30年1月末現在、組合員総数15万5,086人のうち、正組合員数は、全体の約35%の5万3,792人で、准組合員数を下回る状況にあることから、組織活動の停滞や経済活動の縮小等による経営への影響も懸念されているところであります。

現在、JAグループにおいては、自己改革に取り組んでおられるところであり、敬意を表するものでありますが、県といたしましては、このような社会・経済情勢、またその変化に対応できるよう、組織や経営基盤の強化に努められ、引き続き、一緒になって本県農業・農村の振興に取り組んでいただきたいと考えております。

○山下博三議員 JAは「所得アップGO!GO!テン」運動に取り組んでおられますが、大きな柱として位置づけられているのが、販売力

の強化、生産性の向上、営農基盤強化の3つの大きな柱であります。

まず、販売力の強化についてであります。JAグループでは、販売力を強化するために新たな販売方式の拡大や、みやざきブランド推進に取り組むこととされております。このような取り組みは、JA全農さいたまやJAグループ千葉などにおいても、大型量販店や海外市場の開拓など新たな販売戦略に取り組んでいるようでありま

す。本県は今日まで、基幹産業は農業であるとの位置づけを明確にし、JAグループと県が、車の両輪として農業振興に取り組まれ、「宮崎牛」「太陽のタマゴ」「完熟きんかん「たまたま」」など、全国に「宮崎ブランド」として知名度を築かれたのは、生産者、JAグループ、県などの取り組みの成果として高く評価するものであります。

そこで、県として、これまでのみやざきブランド推進対策の取り組みを通して、農業所得の向上にどのような成果があったのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） みやざきブランド推進対策は、JAグループを初め、生産者や関係機関・団体と一体となって、宮崎ならではの価値を持った商品づくりや、日本一の残留農薬検査システムによる安全・安心な産地づくり、さらには、トップセールスやフェアの実施などによる安定的な取引づくりを3つの柱に、取り組んでいるところでございます。

また、近年は、栄養・機能性成分の分析技術を生かし、ピーマンや「完熟きんかん「たまたま」」を栄養機能食品として販売するなど、健康に着目した取り組みも推進しているところであります。

これらの取り組みの結果、県産品の県外での認知度が向上し、量販店等における定番・定着化が進むとともに、販売単価におきましても、例えば、みやざきブランドである「ワンタッチきゅうり」は、通常のキュウリより、1～2割程度高めで取引されるなど、農業所得の安定・向上につながっているものと考えているところであります。

○山下博三議員 第7次農業・農村振興長期計画では、「儲かる農業の実現」を目指す将来像の1番目に位置づけておりますが、本県の農業所得はどのように推移しているのか、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県農家の1戸当たりの農業所得につきましては、主な収入が農業であり、青色申告を行っている農家で組織する宮崎県農業経営者組織協議会のデータ、これを長期計画の指標としているところでありますけれども、このデータによりますと、平成26年は536万円、平成29年は568万円となっており、昨今の肉用牛価格の上昇などを背景として増加傾向にございます。

○山下博三議員 平成27年2月の農林業センサスによれば、本県の農業の家族経営体数は約2万6,000経営体、平成30年1月の県の農業法人実態調査によれば、法人経営体数は778法人であります。

本県農業のさらなる発展のためには、これらの育成・充実が課題になってまいります。そこで、家族経営体、法人経営体の育成・連携について、今後どのように支援を進めていかれるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県農業は、平地から山間部に至る変化に富んだ地形や標高差など、さまざまな条件におきまして、家族経営体、法

人経営体が、それぞれの役割を担って、地域農業を支えていただいているものと認識しております。

このため、新規就農時や規模拡大時など、発展ステージに応じた体系的な研修の実施や、私が塾長を務めております「みやざき次世代農業リーダー養成塾」の開催など、次代を担う農業者の育成に取り組んでいるところであります。

また、法人経営体の育成につきましては、今年度、農業経営相談所を設置しまして、中小企業診断士や社会保険労務士を派遣するなど、法人の高度かつ多岐にわたる経営課題の解決に取り組んでいるところであります。

今後、我が国の日本農業は、世界的な人口増加や急速な国際化の進展に伴う食糧需給動向の変化によりまして大きな変革期を迎えますので、これを本県農業の最大のビジネスチャンスと捉えまして、全ての農業者の皆様「儲かる農業」を実現いただけるよう、関係機関・団体と連携しながら、人材育成や経営発展に向けた支援を強化してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 J A大会では、農業所得の向上に向けて、営農指導の強化や生産力強化を目指す生産性向上に向けた取り組みを重点的に取り組むとして、決議をされております。

県には、営農指導組織として農業改良普及センターがあります。私が酪農業を営み、県中核農家協議会の会長をしていた時期には、13地域の普及所が設置され、総勢250名を超える改良普及員の皆さんが、農家の栽培技術や経営の指導に当たっておられました。私たちも大変お世話になったと記憶いたしております。

一方、J Aグループにも営農指導員という業務に当たっている方がおられます。本県のJ Aグループの営農指導員の数と業務の内容、県の

普及指導員の数と指導内容について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） J Aグループの営農指導員は、平成30年4月1日現在479名で、J Aへの出荷者を構成員とする生産部会等に対しまして、技術や経営に関する支援など、組合員の所得向上に取り組んでおられます。

一方、県の普及指導員は、県内8カ所の農業改良普及センターに157名、本庁に13名、総合農業試験場に1名の計171名を配置しております。試験研究機関と連携した新品種・新技術の導入支援や、S A P等次世代を担う若手農業者や新規就農者等の人材育成、さらには、産地の持続的な発展に向けて、関係機関・団体と連携を図りながら、J A部会等を対象とした産地ビジョンの策定支援などに取り組んでいるところでございます。

○山下博三議員 当時、県の農業改良普及員の方とお話をする中で、普及員は、経験年数や専門に応じて体系的な研修を受け、技術の向上に努めているということでありましたが、そのころとは時代も大きく変わり、A I、I C T、ドローン、ロボットなどの技術革新が、想像を超え急速に進化する時代となってまいりました。これからの5年間、どこまで農業が変化していくのか、想像すらできない状況になってまいりました。

そのような中、農業所得の向上を図り、儲かる農業を実現していくためには、県の普及指導体制とJ Aグループの営農指導員の指導体制を連携させていくことが、大変重要となってまいります。

J Aグループでは、平成28年から「宮崎方式営農支援体制」として、県と連携しながら取り組みを進めているということでありましたが、

その内容はどのようなものなのか、また今後どのように進めていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 「宮崎方式営農支援体制」は、儲かる農業の実現と産地力の維持向上を推進するため、新たな技術等に対応できる指導員の能力向上や、農業者の経営発展に応じた経営管理能力の向上等に、JAグループと連携して取り組んでいるものでございます。

産地の高齢化や担い手の減少が見込まれる中、本県農業がさらなる発展を遂げるためには、AIやドローンなどの新技術の導入が不可欠でありますことから、農業者に適切なアドバイスができる指導員の育成に努めているところであります。

今後は、さらに、AIなどの高度な技術を有する民間企業のノウハウを活用するなど、さまざまな技術の急速な進化に対応できる宮崎方式営農支援体制を構築し、農業者の所得向上と産地づくりを推進してまいります。

○山下博三議員 次に、種子条例についてお伺いをいたします。

本年1月6日の日本農業新聞に、「宮崎県種子法条例化へ」という見出しの記事が出ておりました。

米や麦、大豆などの主要な農作物の種について、国が法律を定め、種子の安定生産と供給を進めてまいりましたが、国は平成29年をもって主要農作物種子法を廃止し、種子の生産供給を民間ベースで進めていくということでもあります。

県内の生産者、農業団体から、種子の供給を不安に思う声が上がっているということですが、具体的にはどのようなものなのか、ま

た、条例化に向けた全国の動きはどうなっているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 主要農作物種子法廃止後に、県内の生産者や農業団体から、種子供給体制等に関する要請等がなされたところではありますが、その中で、将来的に種子の安定供給や価格に影響が出るのではないかとといった不安の声が上げられております。

また、全国の条例化の動きにつきましては、現在、宮城、埼玉などの6県で条例が制定・施行されているほか、4道県において条例化の検討がなされていると伺っているところであります。

○山下博三議員 県は、不安の声に対して、どのような体制でどのように取り込まれるのか。また、条例化により種子の生産・利用がこれまでと変わる点があるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県といたしましては、生産者が将来にわたって安心して営農できるよう、種子法廃止前と同様、県が主体となった種子供給体制を継続していくこととしておりまして、今回、本議会に条例案を提出させていただいているところであります。

今後は、この条例に基づきまして、これまでと同様、県と関係者の役割分担のもと、生産者が安心して主要農作物の安定的な生産に取り組むことができるよう、種子供給体制を確保してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、TPP対策についてお伺いをしてまいります。

昨年12月30日、米国を除く11カ国による環太平洋経済連携協定（TPP11）が発効し、世界の国内総生産の13%を占め、域内人口が5億人を超える新たな経済圏がスタートしてまいりま

した。農林水産物の約53%で関税が即時撤廃され、それ以外の品目についても段階的に削減を進めていくということであります。

具体的に牛肉では、現在27.5%の関税が4月からは全て26.6%に引き下げられます。また、バターや脱脂粉乳の輸入枠は、初年度は12月から3月までの4カ月分であるため2万トンと少ないものの、来年度は6万2,000トンと協定どおりの枠に拡大されるということであります。

そのような中で、2月からは欧州連合EUとの経済連携協定(EPA)も発効し、日本はまさに、かつて経験したことのない、国際化という大荒れの海に乗り出すこととなります。

これまで、農業者に影響を与えないことを前提とした国際化の進展を求めてこられた、本県並びにJAグループの要請を踏まえて、政府は、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業などの国内対策を措置し、競争力の強化対策を積極的に講じてまいりました。

本県における畜産クラスター事業及び産地パワーアップ事業の取り組み状況と、それぞれ生産基盤の強化がどのように図られたのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 畜産クラスター事業では、これまでに約86億円の国の補助金を確保いたしまして、牛・豚・鶏の畜舎整備などを支援してまいりました。その結果、例えば繁殖雌牛では、平成27年の7万5,800頭が、平成30年には8万3,200頭となり、畜産新生推進プランの目標頭数8万頭を前倒して達成するなど、着実に生産基盤の強化が図られているところであります。

また、産地パワーアップ事業では、約34億円の補助金を確保し、ハウスや農業機械等の整備を支援した結果、例えば施設園芸では、環境制

御技術等の導入により、キュウリにおいて県内平均の約2倍となる10アール当たり30トンを達成する事例が見られるなど、収益性の向上が図られているところであります。

今後とも、両事業の積極的な推進を行いながら、国際化にしっかりと対応した本県農業の生産基盤の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 今後、急速に進む農業の国際化の中で最重要な本県の課題は、農地の集約化と基盤整備であります。このことについては、今までの一般質問の中で何回か指摘、要望もしてまいりました。

30アール区画以上の基盤整備がなされている割合は、北海道で96.0%、東北地方で66.1%であります。1ヘクタール以上でも、北海道や宮城県、秋田県では20%を超えております。

一方、本県は、30アール区画以上でも39.8%、1ヘクタールとなると1%にすぎません。これでは、主業農家や法人経営体の皆さんが、効率化を求めてICTやドローン、下町ロケットでもあったように、AIを活用したトラクターの自動運転など、活用しようにも活用できないか、十分に効果が出てまいりません。

労働力の不足する中、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業を活用して、農業生産の体質を強化し、競争力の高い農業経営を実現することは大変重要であります。今の農地基盤整備の現状では国際化の進展には太刀打ちできないと、一抹の不安を感じるのには私だけではありません。

国は、土地改良事業に対して、平成30年第2次補正予算と平成31年度当初予算を合わせると、6,000億を超える額を措置しました。全国土地改良事業団体連合会の会長である二階自民党

幹事長は、「上品なことを言ってへなへなしていても予算はとれない、田んぼに入り国民の食糧を確保するとうい使命を持っている農家の期待に応えなければならない」と、関係者に檄を飛ばされました。私も全く同感であります。

国際化を目指して、海外との競争に打ち勝ち、本県が農業県として将来にわたって発展していくには、効率的な農地集積が図られる基盤整備に、もっと積極的に取り組んでいくべきと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、農業の国際化や産地間競争が激化する中で、意欲ある農業者が積極的に経営に取り組むためには、農作業の効率化や生産性の向上に欠かせない基盤整備は大変重要であると認識をしております。

このようなことから、将来にわたって営農の継続に意欲的な地域を重点地区として選定し、基盤整備を進め、農地集積が図られるよう、県、市町村、関係機関が一体となって、積極的に取り組んでいるところであります。

来年度の農業農村整備事業の予算につきましては、国の予算も順調に回復をしているところでありまして、県としても前年度を上回る額でお願いしているところでありますが、引き続き、予算の確保と基盤整備の推進に、しっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 TPP、EUとのEPA、さらには米国とのTAG(物品貿易協定)交渉の開始など、国際競争が現実のものとなり、特に畜産経営においては、これまで経験したことのない未知の領域に突入いたします。私もこれまで、多くの肉用牛経営者の皆さんと意見交換しましたが、経営への影響に危機感を持ち、不安

に感じている声がほとんどでありました。

本県の農業の基幹となった畜産経営を将来にわたって安定的に維持発展させていくためにも、県は農業者にしっかりと寄り添いながら不安の解消に努めることが最重要であります。

TPP等の国際化に伴い、農家の不安解消に向け、県はどのように畜産振興を進めていかれるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) TPP11や日EU・EPAの発効など国際環境が大きく変化する中で、生産者が夢と希望を持ち、安心して畜産経営に取り組むことができるよう、畜産を国際競争力のある産業としてさらに成長させていくことが、大変重要であると考えております。

このため、畜産クラスター事業等を活用しました経営規模の拡大やICTの導入によります生産性向上のほか、経営の発展段階に応じた研修・技術指導等によりまして、次代を担う畜産経営体の育成・確保に積極的に取り組んでいるところであります。

また、現在、最新鋭の大型食肉・食鳥処理施設の整備も進められているところであります。こうした生産基盤をしっかりと整備するとともにPRの機会——先日東京食肉市場まつりでの本県のPR、さらにはアカデミー賞のパーティーでのPR、このような機会もいただいたところでありますし、今後、東京オリンピック・パラリンピックなどの絶好のPR機会を生かしながら、みやざきブランドの確立と輸出を含めた国内外への販路拡大を、強力に進めてまいります。

○山下博三議員 次に、本県の家畜防疫体制についてお伺いをいたします。

昨年9月、岐阜県の養豚場において、国内で26年ぶりに豚コレラの発生が確認されて以

降、周辺地域では野生イノシシへの感染も広がっており、岐阜県以外の1府3県の養豚場でも感染が見られております。

また、海外に目を向けますと、韓国においては、ことし1月、約9カ月ぶりに口蹄疫が発生しておりますし、中国では、昨年8月にアジアで初めてアフリカ豚コレラの発生が確認されて以降、ほぼ中国全土に蔓延しております。ことし1月にはモンゴル、2月にはベトナムでも発生が確認をされております。

口蹄疫を経験した本県は、このような重大な家畜伝染病を発生させない体制づくりが大変重要であると考えております。そこで、農場防疫の徹底など、本県の防疫対策の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 議員からお話がありましたとおり、近隣諸国では口蹄疫やアフリカ豚コレラが継続して発生し、国内では豚コレラが5府県に広がり約4万7,000頭が殺処分されるなど、さまざまな家畜伝染病の侵入に非常に危機感を持っているところでございます。

このような状況を踏まえ、県では、緊急の防疫会議等を開催し、農場や畜産関係業者への防疫の再徹底とあわせ、空港や旅行業者等に対し、水際防疫への協力を改めてお願いするとともに、海外渡航者等への啓発を強化したところであります。

また、国内で豚コレラが続発していることを受けまして、家畜保健衛生所による農場巡回を再度実施し、よりきめ細やかな農場消毒等の指導や異常家畜の早期通報の再徹底を図ったところであります。

県といたしましては、引き続き、関係機関と連携し、家畜伝染病を絶対に発生させないという強い意識で防疫対策に取り組んでまいりたい

と考えております。

○山下博三議員 これほど人と物が国際化してきた中で、本当に不安でたまらないんですね。空港、港、観光客をひっくるめて、防疫対策をしっかりとやっていただきたい、そのように要望しておきます。

台湾では、中国からの水際対策を徹底するため、畜産物を持ち込んだ時点で20万台湾元、日本円にしますと約72万円の支払いを求め、応じない場合は即刻入国拒否し、強制送還。支払わない限り入国が禁じられるとのことでありませう。

国会でもこうした仕組みを参考に、議員立法の検討がなされているようでありませう。

次に、県立農業大学校についてお伺いをしてまいります。

私は今日までの活動の中で、県内の主要な農業法人はもとより、県内外の福祉事業者や外食、量販店の皆さん、さらには宮崎大学とのマッチングに向けた検討会を通じて、本県産農畜産物の有利販売に向けた取り組みを進めておりますが、打ち合わせを行う中で出る課題は、必ずと言っていいほど、労働力の不足であります。

先日も、都城地域を中心に加工業務用野菜の経営を大規模に行っている創業15年の農業法人の取締役と、長時間にわたって意見交換をいたしました。この取締役は、8年前、東京の国立大学を卒業後すぐに就農され、法人に就農して以降、規模の拡大やICTなどの業務の効率化に向けたさまざまな取り組みを積極的に進めておられます。

意見交換の中で、「これまで顧客ニーズに対応するため、契約出荷や6次産業化を進めることで成長を続けてきたが、今後さらなる需要の拡

大が見込まれる中で、生産規模の拡大を図るには大きく3つの課題がある」と、明確に指摘をされております。

1つ目は、現在の経営は、農作業未経験者の新卒者を雇用しており、熟練者が不足しているのに加え、労働力を多く投入しなければならない生産体系であること。

2つ目は、多様な品目を栽培する中で、需要の変化等に対応した栽培技術の蓄積が十分でないこと。

3つ目は、グループ内の生産物をいかに均質化させるかであります。

農業分野における労働力は確実に不足しており、それぞれの法人、家族経営にかかわらず、働き手を確保したいと、躍起になって求人活動に取り組んでおられます。

しかし、この日の意見交換で私は、作業員としての労働力は、未経験者であっても外国人労働者であっても構わないかもしれませんが、その指導、指揮を担うには、一定の経験や技術を持つ人が必要であることに気づきました。そして、本県でそのような要件にかなうのは、農業系の高校、農業大学の卒業生であります。

そこで、県内の農業系高校と農業大学の卒業生の進路についてどのようになっているのか、農政水産部長と教育長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業大学卒業生の近年の進路状況につきましては、約6割の方が就農しております、このうち約3割が自営就農、残りの約7割が法人就農となっております。

その他の卒業生につきましては、JA等の農業関係団体や食品・農業資材関連産業等に就職をしております。

なお、今年度の卒業予定者69名につきましては、就農が38名で、そのうち自営就農が9名、法人就農が29名、また農業関係団体等への就職が24名、進学等が7名となっております。

○教育長（四本 孝君） 農業系高校卒業生の進路状況につきましては、平成30年3月のデータによりますと、卒業生数580人中、就職者が316名おまして、そのうち、農業関連への就職者は193人で、就職者全体の61%となっております。

具体的には、直接生産に携わる農業法人等に18人、その他は、食品製造業や農業協同組合等、さまざまな方面に就職をしているところであります。

一方、進学者は264人であり、そのうち就農を目的とした農業大学等への進学者は57人で、進学者全体の22%となっております。

○山下博三議員 それぞれ大きな課題があるようであります。先ほどの農業法人もそうなんです、農業大学に求人票を出しても、大半の法人は雇用できないということであり、農業大学における、農業法人からの求人と学生の動向はどうなっているのか、また、農業法人の求人には十分応えられているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業大学におきましては、県内農業法人の営農実態を知ってもらい、就農促進と定着率向上を目的に、農業法人との就農相談会やインターンシップ、農業高校と連携したバスツアーなどの取り組みを行っているところであります。

これらの取り組みもあり、近年の卒業生の法人就農の割合は、全体の4割程度で推移しているところであります。

本年度につきましては、農業法人からの求

人55名に対し、法人就農は29名となっており、その要望に応えられていない状況でございます。

○山下博三議員 経験者や技術を有する者が欲しい農業法人と、安定した分野を希望する学生とのマッチングが重要であります。昭和47年に農業大学校として設置されて以来、50年近く経過し、当初の自営者養成のための教育施設から、今では、より専門的な知識を有する指導者養成を目的とした教育施設に変化してまいりました。

農業大学校としての自営者養成のニーズは依然として高いものの、法人就農という新たなニーズも急速に拡大してきております。

長期計画における本県農業の生産構造でも、農業大学校が大きな役割を果たすと見込まれている中で、現在の農業大学校の定員を思い切っしてふやし、農業法人就農を目指した専門課程を設置することはできないのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業大学校の入学者数は、平成29年度、30年度と2年連続で65名の定員を上回りましたが、平成31年度の入学試験での合格者は58名となっておりまして、現在、2次募集を行っているところであります。

農業大学校卒業生に対する農業法人からの求人数は年々増加している状況ではありますが、入学定員の見直しや課程の新設につきましては、施設や受け入れ体制の問題もありますので、今後、農業法人のニーズや志願者の動向を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 専門課程の新設については、確かに施設等の受け入れ体制の問題もあると思

います。私もちょこちょこ農業大学校を訪問しておるんですが、なかなか目的に添う形になっていないというのが、現状を見てわかります。そのことで、例えば農業大学校に隣接する農業実践塾において、法人就農コースを開設するなどのやり方もあると考えております。ぜひ、法人就農に対応する人材の育成につながる思い切った改革について検討いただきますよう、要望をしておきます。

次に、我が国の農業は、ロボットや人工知能（AI）、ドローン、IoT（モノのインターネット）などの先端技術を活用する「スマート農業」の時代に突入してまいりました。

一例を挙げますと、GPSで位置を把握する無人のトラクターやコンバインなどが作業に当たり、生育状況や病害虫の被害はドローンを飛ばして把握する。機械の稼働情報や、土壌や気象のデータ、肥料や水の管理、収穫時の収量、食味の情報などはクラウド上に送信して、スマートフォンで農場を一括管理し、効率化と品質の向上を図る。さらには、蓄積された栽培工程のデータを技術として継承していくといったものであります。

農業大学校においても、こうした最先端のスマート農業技術を学んでいかなければ、とりわけ土地利用型農業の現場では、即戦力として活躍することは難しいのではないかと考えております。そこで、農業大学校に「スマート農業学科」を開設できないのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業大学校におきましては、スマート農業の推進が重要になってきております状況を踏まえまして、平成29年度から、教育カリキュラムにスマート農業を追加し、栽培環境モニタリングシステムや

現場の導入事例などの学習に取り組んでおります。

しかしながら、農業分野における技術開発のスピードが著しい状況になっておりますことから、今後、民間企業の技術力を生かしながら、教育カリキュラムの充実など、スマート農業教育のさらなる強化を図っていく必要があると考えておるところであります。

なお、農業大学校でのスマート農業学科の開設につきましては、受け入れ体制等、解決すべき課題もございますことから、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 県内の大規模経営法人は、労働力の確保に奔走しておられることに加え、単なる労働者ではなく、先進技術を身につけ、現場でも即戦力として活躍できる人材を求めています。

スマート農業などを初め、今まさに目覚ましい技術革新が到来しております。この流れに乗りおくれず、他県に負けない宮崎の農業を築き上げるためには、農業大学校を初め、将来の農業を担う若い世代が新しい技術を習得できる場を早急に整え、農業の現場で即戦力として力を発揮できる人材を創出する必要があると考えます。

技術進展著しい農業分野での、農業大学校の改革を含む、若い農業者の人材育成対策について、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） TPP11や日EU・EPAに伴う経営環境の変化が予想される中で、本県の農畜産物の輸出は、この5年間で3倍に伸びているところであります。宮崎牛など世界に誇れる多くの農畜産物があるわけでありまして、これらの本県の強みを一層拡大し、本県農業の振興を図っていくためには、新たな農業技

術に積極的に挑戦するなど、経営環境のさまざまな変化に対応できる柔軟性やグローバルな視点を持った人材を育成していくことが、大変重要であると認識をしております。

先ほど、一連のJAに関する御質問がありましたが、農林水産省のホームページの農協改革に関するコーナーの中で、各地で農協が具体的に成果を上げている事例として、本県からは「農協出資型法人による新規就農者の育成」という項目が紹介をされました。大変心強いという思いとともに、県としてもしっかりと連携をしていく必要があると考えております。

農業大学校におきましては、スマート農業等、新しい農業技術や国際化に対応できる人材を育成できますよう、高校や大学、民間企業などと連携した教育の充実を図るなど、農業大学校の人材育成に係る総合拠点としての機能強化をさらに進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 農政問題について、さまざまな角度から議論をさせていただきました。

778の農業法人のうち、422法人が耕種部門であります。いわゆる土地利用型農業であります。このうち、耕地面積10ヘクタール以上は105法人であり、耕種部門の約25%を占めるなど、土地利用型農業法人の大規模化が確実に進んでおります。100ヘクタール以上耕作される経営体も11社に上ります。アメリカ並みの農業形態に近づいてまいりました。大規模化に伴っては、販売管理、労務管理、資金管理、作付管理などの極めて厳しい経営戦略が求められます。

こうした農業法人が一旦経営困難に陥りますと、県内の農地荒廃がさらに進むことが危惧されます。そのため、全県を挙げて、各方面からの相談・支援体制を整えることが必要かと思われます。農業法人の儲かる農業への取り組みの

支援を強化していただくよう、要望をしておきます。

次に、土木行政についてお伺いしてまいります。

まず、公共工事における労務単価の状況についてお伺いいたします。

最近、人手不足という言葉がよく聞かれますが、建設産業において担い手の確保・育成を図るためには、何よりも十分な給料の支払いが必要であります。

特に、公共工事においては、建設労働者の適正な給料を確保するために、工事の予定価格の算出に用いる設計労務単価が引き上げられることが重要であると考えます。そこで、公共工事設計労務単価の推移について、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 公共工事の積算に用いる設計労務単価につきましては、国や県などが発注する工事における賃金支払いの実態調査をもとに、毎年国が、各県ごと、及び普通作業員や鉄筋工などの職種ごとに設定をしております。

設計労務単価は、平成25年度以降、社会保険の加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映したことや、最近の労働市場の実勢価格の上昇を適切・迅速に反映したことにより、6年連続で引き上げられており、さらに今般、平成31年度の引き上げも公表されたところであります。

本県におきましても、新単価を適用しますと、平成24年度と比べて、全職種の平均で約53%の大幅な増となり、公表を開始しました平成9年度以降の最高値と同程度まで回復することとなります。

県としましては、設計労務単価の引き上げ

が、労働者への適切な賃金水準の確保につながるよう、建設関係団体や工事の受注者に対して要請するなど、しっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 今後とも、建設関係団体としっかりと連携を図っていただき、賃金確保に向けた取り組みをやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、建設工事における不調・不落についてお伺いいたします。

昨年、本県では台風24号、25号が相次いで襲来し、ここ10年で最も大きな公共土木施設の被害がありました。

順次、通常工事に加え、災害復旧工事の発注がなされていることと思いますが、このような中、一部の地域において、不調・不落が増加していると聞いております。そこで、建設工事における不調・不落の発生状況について、公共三部の各部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 環境森林部における不調・不落件数は、28年度が9件、29年度が17件、30年度が12月末時点で20件となっております。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農政水産部における不調・不落件数は、平成28年度が14件、29年度が45件、30年度が12月末時点で50件となっております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県土整備部における不調・不落件数は、平成28年度が69件、29年度が70件、30年度が12月末時点で94件となっております。

○山下博三議員 この質問を通告してから、不調・不落がどうしても気になっていたものですから、お願いしてみましたところ、公共三部、本当に増加しておる数字にびっくりしたところ

であります。三部とも、昨年度に比べ不調・不落がかなり増加しているとのことであります。

関連してお伺いをいたします。不調・不落となった工事については、再度入札にかけられると思いますが、特に、災害復旧工事において不調・不落が繰り返されると、いつまでも災害箇所の本復旧がなされずに、県民の安全・安心や利便性の確保がとれることとなります。

そうした事態を回避するためには、再度の入札で、再び不調・不落が発生しないような取り組みが必要かと考えますが、不調・不落が発生した場合、どのように対処しておられるのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設工事における入札の不調・不落は、手持ち工事の多くなる時期に、主に小規模工事や災害復旧工事、機材等の搬入が困難な山間部の工事などで発生をしております。

不調・不落となった工事につきましては、等級拡大や入札方式の変更、施工条件の見直し等を行った上で、改めて入札を実施しております。

今後とも、建設関係団体と十分な意見交換を行い、地域の実情の把握に努めながら、現場条件を十分に考慮したきめ細かな積算による適正な予定価格の設定を行うとともに、ゼロ県債や余裕期間の設定等により発注時期の平準化を図るなど、公共工事の円滑な執行に努めてまいります。

○山下博三議員 今後、国土強靱化3か年緊急対策による関連工事が大量に発注されるものと思います。防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、円滑な施工確保が大変重要であると考えますので、発注時期の平準化など不調・不

落の抑制対策を講じられるよう、よろしく願いをしておきます。

次に、建設産業の育成についてお伺いをいたします。

ことし2月15日の宮日新聞に、昨年の県内企業の休廃業・解散件数が303件で、業種別では、建設業が最多の84件となっているという記事が出ておりました。

先ほど答弁していただきましたが、公共工事の不調・不落の件数はふえているにもかかわらず、建設業の休廃業・解散が多いという状況が、どうしてだろう、どこに原因があるのだろうと、不思議に思えてくるのであります。

昨年の台風24号、25号が上陸した際、都城市の中山間地域で畜産業を営んでおられる農家では、風倒木や道路の決壊、さらには、1週間も停電や断水が続いたため、ヘリコプターで餌を運ぶことまで検討するなど、復旧対応に大変な苦勞をなされたそうでありますが、そうした甚大な被害の復旧に当たってくれたのが、地元の建設業の皆さんであったということでありませう。

このように、建設産業は、社会資本の整備を支える不可欠の存在でありますし、何かあった際には、地域の守り手として頼らざるを得ません。その一方で、少子高齢化の進展に伴い、建設産業も高齢化の進行等の構造的な課題に直面をしております。

今後も、これらの課題に対応し、持続的な建設産業を構築していくことが必要であります。どのように県内の建設産業を育成されるのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設産業の育成を図るためには、安定的な事業量の確保など、将来を見通すことができる経営環境の整備

を図ることが大変重要であると認識しております。

このため、県としましては、国の公共事業予算の確保に向け全力で取り組んでいるところであり、また、予算の執行に当たりましては、県内業者への優先発注はもとより、ゼロ県債の活用等による発注の平準化に努めております。

さらには、ICTの活用による生産性向上や、週休2日工事などの働き方改革にも努める一方で、担い手の育成・確保のため、産業開発青年隊による若手技術者の育成を初め、現場見学会開催などにより、高校生等の若い世代に建設産業の魅力を伝えるための取り組みを行っております。

県としましては、今後とも、関係団体等と連携を図り、建設産業の育成にしっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 よろしく願いいたします。

次に、宮崎県住宅供給公社についてお伺いをいたします。

住宅供給公社につきましては、平成25年2月議会の代表質問において、知事より、「今後、将来的な解散を見据えて、段階的に事業を縮小していく」との答弁があったところであります。

また、平成27年4月改定の「新宮崎県公社等改革指針」では、住宅供給公社について、資産整理計画に基づき速やかな資産の整理を進め、廃止に向けた計画的な取り組みが求められるとされたところであります。

このようなことから、住宅供給公社においては、資産整理計画にのっとり、多数の保有資産の整理を進めてこられたと聞いております。

こうした状況を踏まえ、住宅供給公社の解散時期と、それに向けて、今後どのように取り組

んでいかれるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎県住宅供給公社は、昭和41年の設立以来、半世紀にわたりまして、県民に居住環境の良好な住宅を供給してまいりました。

しかしながら、民間住宅産業の成長など社会経済情勢の変化によりまして、住宅供給という所期の目的はおおむね達成したと言える状況になりましたことから、平成25年2月議会において、将来的には解散に向かうことを表明したところであります。

その後、この公社におきまして、「資産整理計画」に基づく保有資産の整理を進めてきており、現在までにおおむねめどが立つ状況となっております。このことから、当公社につきましては、平成31年度末を目途に解散することとしたいと考えております。

解散に当たりましては、県議会の議決と国土交通大臣の解散認可が必要となりますことから、今後は、解散に向けて必要な手続を進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、一ツ瀬川県民ゴルフ場の今後の運営についてお伺いをいたします。

企業局では、水力発電をメインとした電気事業、細島工業団地に工業用水を供給する工業用水道事業のほか、地域振興事業として、一ツ瀬川河川敷でゴルフ場を運営しておられますが、近年、こちらのゴルフ場の利用者数は減少傾向にあり、特に今年度は、台風等による3度のゴルフコース冠水被害等に伴い、利用者数と収益が大きく落ち込んでおります。

そのような中、ことし4月以降の指定管理者の公募には応募がなく、昨年11月に、本県の指定管理者制度では初となる再公募を行ったと聞

いております。

このような状況を見ますと、今後、このゴルフ場の運営を安定して継続することができるのかということが心配されるところであります。また、地域振興事業における、一ツ瀬川県民ゴルフ場の今後の運営について、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（図師雄一君） 一ツ瀬川県民ゴルフ場は、県民の健康づくりや良好な河川環境の維持、地域経済への貢献などを目的に、平成2年11月より営業を開始しております。

これまでに、高齢者の方々を中心に、延べ115万人を超える県民の皆様などに御利用いただいておりますが、利用者数は近年減少傾向にあり、昨年度は、ピーク時の約6万6,600人から半数以下となる約3万人となり、また、今年度につきましても、台風等の影響により、利用者数がさらに減少することが見込まれております。

こうした中、ことし4月からの指定管理につきましては、経営リスクを軽減する観点から、指定管理者からの納付金の算定方法を見直した上で再公募を行い、応募があった3者のうち、営業力があり、ゴルフ関連事業のノウハウを有する、株式会社モリタゴルフを候補者に選定したところであります。

企業局といたしましては、今後とも指定管理者と一体となって、これまで以上に、ゴルフ場の魅力づくりやサービス向上などに取り組み、利用者の増加に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、県立宮崎病院の再整備事業についてお伺いいたします。

県立宮崎病院は、救急医療、災害医療、精神疾患、感染症対策の全県レベルの中核病院であ

り、また、基幹災害拠点病院であるなど、大変重要な役割を担っております。

しかしながら、現在の建物は、昭和58年の全面改築以来、約35年が経過し、外壁や設備配管等の老朽化や、医療技術の進展等に伴って診療室が手狭になり、安全・安心な医療の提供に支障を来していることや、免震構造の採用や専用ヘリポートの設置、浸水対策などの巨大地震等の大規模災害に対応する施設整備が十分ではないことなど、さまざまな課題が指摘されております。

こうした課題を解消し、医療機能の向上を図ることを目的に、建てかえによる再整備が計画され、既に工事が始まっておりますが、県立宮崎病院再整備事業の進捗状況等について、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 現在、宮崎病院では、準備工事といたしまして、昨年6月より立体駐車場を建設中であり、あわせて、病院東側の市道沿いに、来院者等のための歩道を新設する工事を進めているところであります。

また、新病院の建設工事につきましては、実施設計業務が昨年11月に完了し、ただいま入札手続を進めているところであります。3月の初めに開札を行い、下旬までに工事請負契約を締結した上で、立体駐車場の供用開始後の5月中旬に、新病院の工事に着手する予定でございます。

建設期間中は、患者やその御家族の皆様、また、周辺住民の方々に御不便、御迷惑をおかけすることになりますが、事業への御理解、工事への御協力をいただきながら、2021年9月末の完成を目指して事業を進めてまいります。

○山下博三議員 多くの県民の皆様が、新病院の完成を待ち望んでいることと思っております。

す。早期の完成を期待いたしておりますが、一方で、この県立宮崎病院再整備の事業費につきましては、基本構想の段階で見込んでいた工事費用が、基本設計を終えた段階で大きく増加したことから、平成28年11月以降、当議会において審議を重ね、一昨年(平成27年)の6月議会において、病院局から、「再整備に係る工事費用については、実施設計を進める中でコスト縮減を図り、入札等を含め最終的に50億円程度の縮減を目標に、再整備を進めていく」との答弁があり、当議会でも実施設計の着手を承認したという経緯があります。

ただいま、入札手続中とのお答えでしたが、現在の県立宮崎病院再整備事業の事業費縮減の状況について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長(桑山秀彦君) 宮崎病院再整備に係る事業費の縮減につきましては、建築の内装や設備の仕様の見直しのほか、エネルギーサービス事業の導入、これは、民間事業者みずからがボイラーなどを整備いたしまして、新病院の空調機器などに冷温水を供給する事業であります。こうした事業の採用などにより、実施設計業務完了時点で40億円を超える額が縮減できたところであります。

さらに、3月初めの入札を初め、今後予定しております現病院の解体や既存施設の改修に要する費用を抑制することによりまして、最終的に、目標額であります50億円の縮減は達成できるものと見込んでいるところでございます。

○山下博三議員 次に、学校における働き方改革について、教育長にお伺いいたします。

先般、千葉県の子供4年生の女の子が、両親からの虐待の疑いで死亡するという痛ましい事件が起きました。こうした、我が子に対する虐待事件が後を絶ちません。

学校を取り巻く状況も、昔と比べるとかなり変化してきているようであり、いわゆるモンスターペアレントや、本来、家庭が担うべきしつけや教育などを学校任せにする保護者など、いろいろな保護者がいることも聞いております。

また、このような一部の保護者の問題だけでなく、学校では、小学校における外国語の教科化、プログラミング教育の必修化など新たな学習内容が、平成32年度より小学校から順次全面実施されます。学校現場では、それに向けての対応が求められており、大変忙しくなる状況にあるようであり、

さらには、生徒指導上の諸課題や、特別な配慮を必要とする子供の増加に対する対応など、学校における問題が複雑化・多様化するとともに、学校に求められる役割も非常に多くなっている状況にあります。

このように、いろいろなことが求められている学校現場において、日々の子供たちの指導に当たっている本県の先生方は、本当に大丈夫なのだろうか、疲弊してしまっているのではないかと心配しているところです。子供は、国の宝であります。その子供を指導する先生方には、心身ともにゆとりを持って、子供たちとしっかりと向き合ってもらいたいと思っております。

全国的に「教職員の働き方改革」が問題となっておりますが、本県の「教職員の働き方改革」の現状についてお尋ねしたいと思います。

まずは、本県教職員の勤務実態についてどのように捉えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 10月に実施いたしました教職員勤務実態調査によりますと、国の勤務時間の上限の目安として示しました時間外

業務時間が、月当たり45時間を超えている教諭等は、小学校・特別支援学校で約3割、中学校・高等学校では約6割に上ります。また、「過労死ライン」と言われます月当たり80時間を超えている教職員のうち、特に副校長・教頭につきましては、小学校で半数、中学校では3分の2に上り、看過できない状況にあります。

これらの原因といたしましては、議員がおっしゃいましたように、社会の変化によって学校の役割が拡大し、多くの業務を抱え込んでいる状況がありますことや、その実態が家庭・地域に十分に理解されていないことなどが考えられます。

そのため、県教育委員会では、教職員の働き方改革を本年度の重点事項として掲げ、改善を図るための取り組みを進めているところであります。

○山下博三議員 先ほど、全国的に「教職員の働き方改革」が問題となっておりますと申し上げたところでありますが、本県の教職員の勤務実態も、かなり厳しい現状があることがわかりました。

県教育委員会では、「教職員の働き方改革」を重点事項として掲げ、取り組みを進めているということですが、どのように取り組んでおられるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 県教育委員会といたしましては、教職員がしっかりと児童生徒に向き合い、教育活動に専念できる環境をつくることが重要であると考えておりますことから、本年度、市町村教育委員会や学校、PTA、スポーツ関係団体などの代表者から構成される推進協議会を立ち上げ、「学校における働き方改革推進プラン」の策定に向けて検討を進めているところでございます。

その中では、教職員の意識改革や業務の効率化を図る一方で、専門スタッフ等の配置や、部活動の休養日の設定、業務の役割分担の見直しなど、教職員の時間外業務時間の解消に向けた取り組みを盛り込むこととしております。

教職員の働き方改革につきましては、プランに基づいた取り組みを新年度からスタートさせる予定としており、保護者や地域の方々の理解と協力が得られるように、その周知にも努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 質問ではないんですが、教職員が心身ともに元気でない、子供たちも元気にはならないと思います。先生がゆとりを持って、しっかりと子供たちと向き合うことができるような環境をつくらなければ、望ましい教育はできないと思います。

そのためには、業務の見直しや改善を進めていくこと、休暇等をしっかりととれるようにすることなどとともに、学校や家庭、地域が、それぞれの役割を自覚し、協力しながら、子供を見守っていく、育んでいく環境をつくるのが非常に大事ではないかと考えております。

子供たちのためにも、ぜひ教職員の働き方改革を進めていただきたいと、要望をしておきます。

最後になりましたが、3月末で退職される各部長さんを初め県職員の皆さん、本当に長い間お世話になりました。

今後とも、それぞれの新しいステージで県勢発展のために御尽力いただきますよう、お願い申し上げます。私の代表質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後 1 時 0 分開議

○**蓬原正三議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、右松隆央議員。

○**右松隆央議員**〔登壇〕（拍手）自由民主党の政審会長を務めております、宮崎市選出の右松隆央でございます。私は過去15回、一般質問で登壇させていただき、今回初めて会派を代表しての質問をさせていただくことになりました。合計49問、問わせていただきます。

「宮崎の真の力を引き出し、豊かな県民生活の実現を！」このことを強く念頭に置き、いかにしてふるさと宮崎を、全ての分野において、全国でも有数の先進県に引き上げ、県民の皆様が経済的にも、そして心の面でも、豊かで誇りある生活が送れることを心から願いながら、一問一問、問わせていただきたいと思います。代表質問で長丁場になりますが、どうぞよろしくをお願いします。

まずは、国の税制改正についてであります。

さまざまな施策の遂行のため、どの地方自治体でも、財源の確保に必死になって取り組むのが常であります。そして、人口も企業も持ちたる大都市と地方とのせめぎ合いは、苛烈がきわまるばかりであります。例えば、地方税収において、都道府県単位で人口1人当たりで換算すれば、税収の格差は最大で2.4倍、これでも大きいわけですが、地方法人2税である法人事業税と法人住民税の、国の是正措置前の総税収だけに限ると、その差は6.0倍に達するのであります。

来年度の国の税制改正は、この地方法人課税

の偏在の是正が一つの大きな焦点になっております。政府は、これまでも繰り返し、法人2税の一部を国税化し、地方に配分してきたわけですが、10月に予定する消費増税にあわせて、さらに再配分を進めるのが、今回の改革の中身となっております。

本県と東京都の法人事業税の比較で、仮に20年前の平成10年を互いに100とした場合に、この20年間で、税収の格差が拡大の一途をたどっていることは明らかであります。地方法人課税は特に偏在性が大きいわけでありまして、交付税による財政調整が行われた後であっても、都市部においては、財政需要に比してなお、財源が非常に豊かであります。

地方自治体において、歳出における社会保障の割合が高まり、本県においても関係費が毎年10数億円増加を続ける中、それに対応した安定的な税財源の充実を目指す上において、偏在是正は避けて通れない課題となっております。

そこで、知事に、今回の国の31年度税制改正において、特に地方法人課税の偏在是正措置など、主要項目をどのように評価されているか伺いたいと思います。

あとは、質問者席にて質問を行わせていただきます。〔降壇〕（拍手）

○**知事（河野俊嗣君）**〔登壇〕お答えします。

近年、人口や大企業などの大都市への集中が継続をする中で、地方税収が全体としては増加しておりますものの、地域間の格差は拡大する傾向にあります。本県の人口1人当たりの税収は、東京都の半分以下となっております。

特に、偏在の大きい地方法人課税におきましては、平成20年度から、法人事業税の一部を国税化した上で都道府県に譲与する、暫定的な是

正措置がとられておりますが、この措置がなくなると、1人当たりの税収の都道府県間の格差が最大で6倍生じることとなります。

今回の改正におきましては、これまでの暫定措置にかわる新たな恒久措置として、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設し、その譲与基準が、現行の「人口と従業員数」から、地方にとってより有利な「人口」のみとされましたことから、地方法人課税におけるその格差は、3倍程度になる見通しとなっております。

このようなことから、今回の改正は、本県がこれまで要望しておりました地方税源の偏在是正に資するものとして、評価できるものと考えているところであります。以上であります。

〔降壇〕

○右松隆央議員 大都市部への人材供給源となっている地方の活力をいかに維持していくか、また産業構造も、全国で事業展開しながらも税収は大都市部に集中するという傾向は、フランチャイズや店舗を有しないネット取引、さらには支社の地域子会社化など、企業組織の多様化により、今後も一層加速していくものと考えております。

したがって、そもそもの税のあり方の中で、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系へと抜本的な見直しをしていくことが、今後、より求められていくものと認識しております。

そこで、重ねて知事に、極端な偏在を生じさせない地方税体系へと、抜本的な見直しをしていくことが大事と考えるわけではありますが、見解をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 重要な御指摘でありまして、今後の地方税制の基本的な方向性として、少子高齢化がさらに進展する中で、地方

が責任を持って、地方創生・人口減少対策を初め、それぞれの実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、地方税収の確保・充実を図ることが重要であると考えております。

その際には、地方税の充実そのものが財政力格差拡大の要因とならないよう、今回の地方法人課税の偏在是正を初めとする税制改正のように、さらに税源の偏在性が小さい地方税体系の構築を図っていくことが必要であると考えております。

私も、宮崎に赴任する直前は、この地方税の担当をしておったところではありますが、そのときの経験または思いというものをしっかり踏まえながら、今後とも、社会情勢や産業構造の変化等にも対応しながら、地方税体系の必要な見直しがしっかりと図られるよう、全国知事会等と連携しながら、国に対して積極的に働きかけてまいります。

○右松隆央議員 ありがとうございます。ぜひ、全国知事会等と連携しながら、国へ積極的に働きかけていただきますようお願いいたします。

続いて、県の今回の2次補正で119億6,300万円、そして来年度当初予算で170億9,200万円を計上している、「防災・減災・国土強靱化対策」について伺ってまいります。

北海道胆振東部地震や西日本を中心とする7月豪雨、そして本県も被災した9月の台風21号など、相次いで甚大な自然災害に見舞われる中、国は9月に、重要インフラ緊急点検に関する関係閣僚会議において、緊急点検の結果等を踏まえた160項目の対策について、7兆円規模で3年間、集中的に実施することとなりました。

重要なインフラが、災害時にしっかりとその機能を維持して被害を防止、最小化できるよ

う、堤防など洪水や土砂災害のための整備や災害時に拠点となる病院など、救助、救急、医療活動などの災害対応力の確保策が盛り込まれております。

そこで、国の防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策において、本県は、県民を支える重要インフラの機能維持のために、今回の補正と来年度以降に実施される160項目の対策をどのように活用していくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 激甚化・頻発化する豪雨災害や、切迫する南海トラフ地震などによる大規模自然災害から県民の生命・財産を守るための社会資本の整備は喫緊の課題であり、県では、「宮崎県国土強靱化地域計画」に基づき、県土の強靱化に向けた取り組みを進めているところです。

このような中、今回の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」につきましては、県議会において、国土強靱化対策の推進に関する国への意見書を可決・提出されるなど、地方の声を届けていただいたこともあり、国の2次補正予算や31年度予算における「臨時・特別の措置」として、それぞれ1兆円を超える予算が措置されたところです。

本県におきましても、特に緊急を要する道路や河川などの防災・減災対策を実施し、県土の強靱化を一層加速させることとしており、早期に効果が発揮できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○右松隆央議員 近年多発する甚大な自然災害から県民の生命と財産を守るために、国の3か年緊急対策をしっかりと活用していただきますようお願いいたします。

引き続き、160項目のうち、国交省が所管す

る67項目で、本県に係る対象をどのように緊急点検なされ、どのような対策が必要との分析結果を出されているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 3か年緊急対策においては、道路や堤防、ダムなど、「防災のための」及び「経済・生活を支える」重要なインフラが、災害時にしっかり機能を維持できるかという観点から点検を行い、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に取り組むこととされたところです。

このため本県では、大規模な浸水対策として、河川内の樹木伐採や掘削、堤防強化に加え、迅速な避難につながる河川監視カメラなどの設置を行うほか、地震・津波や土砂災害対策として、橋梁の耐震補強、道路のり面の防災対策及び無電柱化、さらには、港湾の岸壁耐震化や砂防堰堤の整備などを実施することとしたところです。

県土の強靱化の実現には、3か年緊急対策完了後も、まだまだ多額の費用と期間を要することから、「臨時・特別の措置」にかわる新たな財政措置について、県議会や市町村、関係団体等と連携しながら、国に対し強く要望してまいります。

○右松隆央議員 相当な箇所数になると考えておりますので、しっかりと対策を講じていただきますようお願いいたします。また予算獲得につきましては、我々も当然、できるところから努力をしてまいりたいと思っております。

引き続き、地震豪雨等防災対策について伺います。

農水省は、西日本豪雨で被災した広島県などでため池の決壊が相次いだことを受け、優先的

に対策を進める防災重点ため池の基準を見直し、新基準では、ため池から家屋や公共施設までの距離など、自治体が必要と判断した箇所も合わせて、4つの指標で判断することとなりました。なお、防災重点ため池に選定されれば、国からの防災対策の補助が受けやすくなり、農水省では、ことしの6月までに再選定するように、都道府県に通知を出しております。

さきの広島県では、ため池の整備や廃止、管理などに関する方針をまとめ、農業用水として利用されていない約5,000カ所を順次廃止するとし、各市町村と連携し、水利組合の同意を得た後、危険性の高いため池から順次、埋め立てを進めるとのことです。

そこで、現在、県内のため池で利用されていない数がどれほどあるのか、そして今後どのように対応されるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 今年の西日本豪雨を受け、11月に発表されました防災重点ため池の見直しに対しましては、現在、県内各市町におきまして、見直し、選定作業を実施しており、本年5月末までに終了する予定となっております。

また、県内699カ所の農業用ため池のうち、下流域に家屋があるなど点検が必要な505カ所を昨年緊急点検した結果、利用されていないものが31カ所ございました。

これらのため池は、管理の不徹底等によりまして豪雨や地震で決壊するおそれもありますことから、今後、関係市町や管理者と協議しながら、廃止も含め、その対応について検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今後とも、選定作業の実施と点検、並びに管理等の徹底をよろしく願います。

ます。

続いて、南海トラフ巨大地震への対応についてであります。中央防災会議において、南海トラフ巨大地震の震源域で大地震が起きた場合、域内の被災していない地域にも避難を促すことなどを柱とする報告書を取りまとめております。報告書を踏まえて、国は、太平洋沿岸を中心に、29都府県707市町村や企業、学校などに、新たな防災計画の策定を求めることとなりました。

いわゆる前兆地震と言われるもので、南海トラフの東側か西側のどちらかをマグニチュード8以上の地震が襲う「半割れ」が起きた場合には、被災していなくても避難することとなります。

内閣府は、臨時情報の発表に伴う混乱を避けるため、新たな防災計画の策定が必要と判断したとのことです。

そこで、中央防災会議の方針を受けて、今後、県としてどのような取り組みを進めていくのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（田中保通君） 昨年12月に中央防災会議のワーキンググループが公表しました「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方」の報告書では、南海トラフの東側で地震が発生し、西側でも地震発生の可能性が高まった場合などは、後発地震に備え、1週間を基本に防災対応を実施すべきとしております。

具体的には、津波到達までに避難が間に合わない地域の住民や要配慮者は事前避難をすることや、その他の住民も避難できる準備をしておくこと、企業や病院等は、施設点検や事業継続に向けた措置を実施することなどを提言しております。

これを受けまして、国は、地方公共団体の防災対応に関するガイドライン案を来月公表し、4月に説明会を開催する予定と聞いておりません。

今後、このガイドライン案を踏まえ、県内全ての市町村と協議を行った上で、来年度中に本県における防災対応方針を定め、防災計画に反映させていきたいと考えております。

○右松隆央議員 防災計画への反映をよろしくお願ひします。

次は、国と連動した移住政策について伺ってまいります。

総務省の住民基本台帳に基づく昨年度の人口移動報告によれば、東京圏は転入超過が22年連続で続いている中、政府は、来年度には東京圏の転入者と転出者数を均衡にする目標を掲げております。既に御承知のとおり、東京一極集中の是正に向けて、例えば——ことし受験を終えた私の息子は直接的な影響を受けましたが——東京23区にある大学の定員増を10年間認めないなど、仮に定員を超えて入学者を受け入れた学校は補助金の減額があり、私が聞いた大学では、合格者数の徹底管理を行っていたようですが、このように転入を制限する取り組みを進めているところであります。

その中で、転入制限だけではなくて、転出増もてこ入れをする施策として打ち出したものが、来年度創設する地方創生推進交付金を活用した、東京23区から地方への移住支援策であります。具体的には、地方自治体がマッチング支援の対象とした中小企業に就職をしたり、あるいは起業した際に、100万円から300万円を国費2分の1で支給する内容であり、概算要求段階で85億の関連経費を計上しております。

国は、地方の深刻な人手不足の解消のため

に、全国規模のマッチングを支援することで、来年度からの6年間で、東京圏から地方へのUIJターンで6万人の起業、就業者を創出するとしております。

そこで、総合政策部長に、この制度を本県はどのように活用し、宮崎への移住や労働力不足の対策につなげようとしているのか、お伺ひしたいと思います。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 国におきましては、東京一極集中の是正と地方の人材不足解消を目的として、来年度より、お話にありましたように地方創生推進交付金に、就業マッチングサイトの整備や地方で就業や創業を行う移住者等を支援する制度が創設されることとなっております。

県では、これまで移住希望者の相談対応やイベント等の実施、市町村の受け入れ体制整備に対する支援等を行ってきたところでありますが、今回の支援制度を活用することにより、産業人材の確保や移住促進につながると考えられますので、できるだけ早く取り組みが進められるよう、国や市町村との調整を行っているところであります。

また、支援制度の活用により、移住希望者と県内企業等とのマッチングを行う「ふるさと宮崎人材バンク」をリニューアルし、求人情報を充実させるほか、住まいの情報等、移住希望者が必要とする情報提供の機能をさらに強化してまいります。

○右松隆央議員 ぜひ、国の制度を積極的に活用していただき、本県への移住者増と産業人材の獲得につなげていただければと思います。

引き続き、県外学生のUIJターン促進のための就活支援についてであります。

県内産業界において、若年労働力の不足は大

きな問題となっており、産業分野によっては、技術の継承もままならず、産業全体の活力低下を招くなど、分野によっては深刻な状況に陥っております。若手人材の確保は、まさに産業や企業、ひいては本県の活力そのものに直結する、喫緊で重要な取り組みであります。

その中で今回は、県外の学生に、いかに宮崎への就職を促していけるか、県内企業の情報を提供し就職に至るまで、学生をいかにきめ細かくサポートをしていけるか、本県のこれまでの成果と今後の取り組みについて、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県における学生の就活支援のための取り組みといたしましては、県外の学生に対し県内企業の魅力発信や情報提供等を行う産業人財掘り起こしコーディネーターを、今年度から東京と福岡に設置しております。

これまで半年間で、延べ約350の大学等を訪問した結果、人的ネットワークが構築され、福岡大学など就職支援協定締結大学における定期的な相談ブースの設置や、就職イベントへの出展等につながったところであります。

このような取り組みにより、学生2名のUターン就職が決定するなど、徐々に成果があらわれてきておりますが、この成果を拡大していくためには、学生一人一人に働きかける地道な活動を継続していくことが重要であると考えております。

このような就活支援のための取り組みにつきましては、今後一層充実させるとともに、就職支援協定締結大学をさらにふやしていくなど、県内就職情報がしっかりと届く仕組みづくりを進めることにより、U I Jターンの促進につなげてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 本県の出身者が多く進学している県外の大学との就職支援協定も進んでいるようでございます。今後とも、学生への支援をよろしくお願いします。

同じく、県外学生への就活支援において、これは全国知事会の先進政策バンクに掲載されていた施策であります。今、各県や市町で、人手不足の深刻化に伴い、県外学生のU I ターン就職を促す一環で、就職活動やインターンシップを行う際にかかった交通費や宿泊費の経費を一部助成する事業が進んでおります。

そこで、本県において、県外学生のU I ターンを促す施策の取り組み状況と、交通費助成など県外学生への就活支援ができないものか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、本県出身の学生などのU I Jターンの促進するため、県外大学との就職支援協定の締結や、ふるさと就職説明会の開催等に取り組んでいるところでありますが、人口減少や県内企業の人手不足への対応が喫緊の課題となる中、さらなる取り組みの強化が必要と考えております。

このため、来年度からは、県外大学生等の就職活動に対する金銭的な支援として、「宮崎の魅力発信」U I Jターン就職促進事業において、大学生等のインターンシップ参加に係る交通費の助成を行うこととしております。

県としましては、これらの取り組みに加え、スマホ用のアプリやSNSを活用した情報発信の強化などを通じて、U I Jターンの促進に一層努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、さまざまな取り組みを進めていただき、1人でも多くの県外学生をU I ターン就職へと結びつけていただきますよう、よろしくお願いします。

次は、バリアフリーのまちづくりについて伺ってまいります。

国は、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、高齢者や障がい者等が日常生活、社会生活において利用する公共交通機関や建築物、道路等のバリアフリー化を、重点的かつ一体的に推進すべく、自治体への支援を強化することとなりました。

現在、バリアフリー基本構想を作成する市町村が、全国でも2割以下にとどまっていることから、構想の前段階となるマスタープラン制度を創設し、方針づくりから支援することで、構想に未着手だった自治体の取り組みを促す考えであります。

そこで、本県におけるバリアフリー基本構想の作成状況と、今後、県として、国の制度を活用しながらどのように進めていかれるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県内の基本構想の作成状況につきましては、現在、宮崎市が、宮崎駅や南宮崎駅などの周辺を重点整備地区とした基本構想を作成しているのみでございます。

人にやさしい福祉のまちづくりを推進する本県としましては、全国障害者芸術・文化祭や全国障害者スポーツ大会の開催に向け、バリアフリーの取り組みをさらに促進してまいりたいと考えております。

このため、昨年のバリアフリー法改正を好機と捉え、関係部局と連携を図りながら、制度や国の支援策等の周知を行うための説明会を開催するなど、より多くの市町村がマスタープランや基本構想を作成するよう支援に努めることで、市町村と一体となったバリアフリーのまちづくりを進めてまいります。

○右松隆央議員 高齢者、障がい者に優しく、出かけやすいまちづくりを進めることは、今後の重要な方向性でありますので、鋭意進めていただければと思います。

次に、鉄道路線の維持存続について伺います。

J R 北海道の根室本線で、釧路―根室間には、花咲線という愛称がつけられている区間があります。本県同様、路線の存廃問題で、J R 北海道から自社単独で維持することが困難な路線として13区間が発表されており、この区間は、自社単独では、老朽土木構造物の更新を含め、安全な鉄道サービスを維持するための費用を確保できない線区となっております。

廃止の岐路に立つ中、根室市は、花咲線の存続と魅力発信を目的に、ふるさと納税制度を利用してインターネット上で寄附を募るクラウドファンディングを実施したところ、目標の約9倍に当たる2億9,778万円が全国の2万人から寄せられたと、話題に上りました。

沿線の絶景や観光名所をPRする動画や特設サイトの開設のために、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」で「日本最東端の鉄路「根室本線花咲線」を守ろう！」と題したクラウドファンディングを昨年6月1日に開始し、返礼品には根室産の海産物やチーズを用意するとともに、寄附金によって10月に公開された紹介動画も、再生回数が68万回にも上っております。

これは一例ではありますが、廃線の危機にある全国のローカル線が多数ある中、本県の吉都線や日南線も同様に、それぞれが路線維持のためにさまざまな知恵を出し、存続を図るための努力を払っております。

そこで、総合政策部長に、吉都線や日南線の

すばらしい魅力をさらに全国に広めるため、さきに紹介した、例えば、沿線自治体と連携して、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングなどを検討すべきと考えますが、御見解をお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 吉都線や日南線を維持していくためには、沿線地域内での利用促進とともに、域外からの利用促進にも積極的に取り組み、輸送密度の維持・向上を図っていくことが重要であると考えております。

昨年12月に利用促進のあり方等について検討を行いました「みやざき地域鉄道応援団」からも、メッセージ性があり、寄附を呼び込めるような魅力的な事業について、クラウドファンディングの活用検討を提言されたところであります。

このため、県といたしましては、沿線自治体で構成します利用促進協議会やJR九州などと連携し、地域の特性を生かした新たな観光列車の企画や、沿線に広がる自然景観、歴史などの魅力を効果的に伝える取り組みなど、県内外の多くの方々に共感を得られるような事業について、クラウドファンディング等の活用を検討することとしており、その実現に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、路線維持のために、さまざまな知恵を出していただければと思います。

次に、次世代の移动通信システム5Gについて伺ってまいります。

この第5世代移动通信システムは、地方の活力を取り戻し、地域の格差を解消する重要なインフラとして期待されております。4Gまでが、基本的に人と人とのコミュニケーションを行うためのツールとして発展してきたのに対

し、5Gは、あらゆるモノ、人などがつながるIoT時代の新たなコミュニケーションツールとしての役割を果たすこととなります。

特徴的な性質として、多数同時接続が可能となり、身の回りにある、あらゆる機器がネットに接続でき、例えば、災害時に大勢の避難者の健康状況を端末を通して遠隔で確認できるようになったり、もう一つの性能であります超低遅延により、タイムラグを極めて小さく抑えられることで、高い安全性が求められる自動運転やロボットの遠隔制御、さらには過疎地の医療現場において、患者の高精細な映像を送受信して医師が診療するといったことも可能になってまいります。

4月には、5G電波の周波数帯割り当てが予定されており、来年度は文字どおり、5G元年と位置づけられております。

そこで、この5Gの活用について、本県はどのように考えているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） お話にありました5Gでございますが、現行の方式よりも100倍速い通信速度と、通信のおくれを意識することなく遠隔地のロボット等を操作できるなどの性能を有し、現在、国や通信事業者などを中心に、中山間地域での遠隔医療や、建設現場での重機の遠隔操縦、車両の自動運転など、さまざまな活用を想定した実証試験が行われております。

こうした技術が確立されれば、少子高齢化と人口減少が進行する中であって、医療体制の確保や労働力不足の解消など、本県におけるさまざまな地域課題の解決や地方創生に活用できるものと認識しております。

国では、2020年の東京オリンピック・パラリ

ンピックまでの商用サービス開始を目指しておりますので、今後の動向を注視しながら、5Gを初めとする情報通信技術の活用について、検討を進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、活用の検討をあらゆる角度から進めていただきたいと思います。

次に、県財政の見通しについて問うてまいります。

予算等で基金残高の推移を見る際には、財政関係2基金の数字が出てまいります。各県によって分類の仕方が違うようではありますが、本県の財政関係2基金は、1つは財政調整積立金で、もう1つは県債管理基金となっております。

また、それ以外の基金に、県有施設の老朽化対策や、今後続くことになる大型施設整備等に対応するための県有施設維持整備基金も設けております。

そこで、財政調整2基金の財政調整積立金並びに県債管理基金、そして県有施設維持整備基金の現状と今後の見通しについて、総務部長にお伺いします。

○総務部長（畑山栄介君） まず、財政調整積立金及び県債管理基金につきましては、当初予算編成時の財源調整や災害時等の緊急的な支出の財源として活用しており、平成30年度末で、それぞれ117億円及び328億円、両基金合わせて445億円となっております。近年、400億円以上の規模を確保してきておりまして、今後も、財政の健全性維持の観点から、同程度の規模を確保していく必要があるものと考えております。

また、県有施設維持整備基金につきましては、県有施設の整備等を図るため、近年、積み増しを行っており、平成25年度末の160億円か

ら、平成30年度末で254億円を確保しているところであります。

今後、県有施設維持整備基金につきましては、国体開催に伴う施設整備や公共施設の老朽化対策などに多額の財政負担が見込まれますことから、将来にわたる負担軽減のために、引き続き財政状況等を見ながら、可能な限り積み立てを行ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 引き続き、財政の健全性の維持に努めていただければと思います。

続いて、臨時財政対策債を除く県債発行額、並びに県債依存度であります。ここ数年の県債残高の推移等を見ますと、財政健全化に力を入れていることがわかるところであります。一方で、今後、大型施設整備等が続くわけでありますので、そのことも財政運営上、考慮していかなければなりません。

そこで、臨財債を除く県債発行額並びに県債依存度が、来年度の当初予算で高まるわけでありますが、今後どのような見通しを立てておられるのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（畑山栄介君） 平成31年度当初予算におきまして、県債発行額及び県債依存度が増加しておりますのは、防災拠点庁舎の整備などに加え、国の緊急対策を踏まえた、防災・減災、国土強靱化対策に積極的に取り組むための必要額を計上したことによるものであります。

なお、臨財債を除く県債残高につきましては、平成31年度末で約4,800億円となっており、これまでの財政改革の取り組みなどによりまして、ピーク時の6割程度にまで着実に減少しているところであります。

しかしながら、今後本格化する国体開催に伴う施設整備等について、その財源の多くを県債で賄う必要があり、県債発行額及び県債残高の

増加が見込まれますので、財政運営に今後とも十分留意してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今後とも、投資すべきところは投資しつつ、財政運営の見通しをしっかりと立てていただければと思います。

引き続き、起債運営のあり方について伺います。現在、全国で35道府県が、資金を調達するために、債券市場であるマーケットで公開し、投資家を募集する市場公募地方債を発行しております。まずは、銀行や証券会社などの引受機関に販売し、その後、引受機関は、市場で一般の投資家に販売する仕組みとなっております。

一般的に市場公募地方債は、国債や政府保証債に次いで信用度の高い債券であり、通常、発行する自治体の信用度に応じて、国債からの上乘せ分が変動することになります。

なお、沖縄を除く九州では、本県以外は全て市場公募債を発行しておりまして、さきの35道府県に加えて、全国で20ある全ての政令市でも発行されている状況にあります。

そこで、総務部長に、本県においてマーケット調達の市場公募債の発行を検討してみてもどうかと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○総務部長（畑山栄介君） 現在、本県におきましては、県債に係る資金を、財政融資資金などの公的資金と、県内金融機関からの借入資金により調達しているところであります。

今後、県債の発行額が増加する見込みでありますことから、安定的な資金調達のためには、調達手段の多様化を図る必要があると考えておりますので、議員御指摘の市場公募債を導入している自治体の状況把握や関係者との意見交換等を、現在進めているところでございます。

○右松隆央議員 わかりました。よろしくお願

いします。

それでは次に、医師の確保と地域偏在の是正に向けた取り組みについて伺ってまいります。

御承知のとおり、先日、厚労省が公表した、将来の地域の医師数を新たに試算した結果、三次医療圏の都道府県で、16県が「医師少数区域」に定められ、九州では本県のみ指定されたところであります。二次医療圏ごとに見ますと、2036年における医師不足数は、本県が460人と公表されているところであります。一方で、今後、厚労省は、大学医学部の「地域枠」の配分等で調整するなど、少数区域への対策を進めるとしております。

改めて、本県の医師確保対策並びに地域偏在の是正にしっかりと取り組まなければならないことを、痛感した次第であります。

そこでまずは、将来的な医師の確保と地域偏在の一つの指標として、今年度の宮崎大学医学部卒業予定者のうち、臨床研修先で県内に残る人数と、開始して12年となります医師修学資金貸与医師のうち、県内で勤務している医師の二次医療圏ごとの人数を、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 宮崎大学医学部卒業予定者108名のうち、平成31年度に本県で臨床研修を受ける予定者数は、2月1日現在で45名、41.7%となっております。

次に、医師修学資金は、平成30年度までに180名に貸与し、医学生が100名、医師になられた方が78名となっております。そのうち49名の医師が県内で勤務しており、二次医療圏別の状況は、宮崎東諸県が27名、日南串間が8名、都城北諸県が5名、延岡西臼杵が4名、日向入郷が3名、西都児湯及び西諸県が各1名となっております。

○右松隆央議員 臨床研修医として本県に残る割合が41.7%、45名であることを鑑みれば、国の地域枠の増員調整に期待のかかるころであります。また、貸与医師の地域偏在も顕著にあらわれている数字だと、そのように感じた次第であります。

引き続き、県は来年度から、医師の地域偏在の是正に向けての新たな取り組みとして、医師修学資金貸与事業を改正することとしております。

そこで、医師の地域偏在の解消に向けて、今後どのような取り組みを進めていかれるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 医師の地域偏在の解消は非常に重要な課題でありますことから、県では、昨年7月の医療法の改正を踏まえて、来年度からさまざまな取り組みを行うこととし、そのための予算等を今議会にお願いしているところでございます。

具体的には、医師修学資金の貸与医師等に対するキャリア形成プログラムを策定し、医師免許取得後、県内で9年間勤務し、そのうち4年間は医師不足地域での勤務を義務づけることとしております。

加えて、専攻医に対する研修資金貸与制度の対象診療科に、小児科、産科に加え、僻地医療において重要な役割を担う総合診療を追加し、研修終了後、医師不足地域での勤務を、従来の1年から3年に延長することとしております。

さらに、市町村や県、宮崎大学、県医師会等で構成する宮崎県地域医療支援機構の体制を強化して、医師不足地域で勤務する場合の配置調整を行うこととしております。

今後とも、医師の養成・確保と資質向上を一体的に図りながら、医師の偏在解消に努めてま

いりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、医師不足地域での勤務が推進されるように力を尽くしていただきますよう、お願いします。

国の医師少数区域への対策では、さきに申し上げた、大学医学部の地域枠の配分調整とともに、医師の移動を促す施策として、医師少数区域で勤務した医師を認定し、一定の医療機関における管理者として評価するといった視点も検討されております。

一方で、他県から医師を呼ぶ施策として、高知県など、地域赴任医師研修修学資金貸与事業といった制度で医師の取り込みに成果を上げている県もございます。

これは、高知県外の医療機関から県内の医療機関へ赴任する医師に対して、診療の傍ら自主的な研究・研修等を行うための修学金を120万円以内で貸与し、赴任先の医療機関で1年以上勤務した場合には修学金の返済が免除される仕組みでありまして、平成22年から始めており、昨年度までに、県外から29名の医師を招聘しております。

そこで、福祉保健部長に、県外から医師を呼び込むための県の取り組み状況と、紹介した地域赴任医師研修修学資金制度のような取り組みも検討してみてはどうかと思いますが、見解をお願いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、県外から医師を呼び込むため、県内の自治体病院等への就職を希望する医師に対し、市町村と連携して、あっせんを行う無料職業紹介所を設置しているところであります。

これに加えて、県内で合同就職説明会を開催するとともに、県外の学会でブースを設置するなど、本県の医療事情の周知に努め、平成20年

度から今年度までの累計で、22名の医師を県外から呼び込んでおります。

議員からお話のありました高知県の地域赴任医師研修修学金制度につきましては、医師を県外から呼び込むことに、一定の効果があると考えられますことから、今後、調査をしてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 本県においても22名の医師を県外から呼び込んでおられますので、一定の評価をさせていただきたいと思っております。今後、さらなる医師確保に全力を上げていただければと思います。

引き続き、女性医師の支援について伺ってまいります。東京都では、医師免許を持ちながらも育児や介護などで離職中の医師を都立病院で受け入れ、復職に必要な医療技術を指導する支援プログラムを行っております。

厚労省の調査では、医療機関で働く男女比は、年齢層が低いほど女性の割合が高い数字が出ておりました。ライフステージの変化と重なったり、都の調査では、「医療機器や技術の進歩が速く、臨床を半年離れると患者との距離感が心配」との声や、「支援があれば復職を積極的に考えられる」といった声もあり、現在、都立の8病院で復職支援を行っているとのことでもあります。

そこで、本県における年代別の女性医師の状況と、県が実施している女性医師の就労支援での取り組み内容と成果について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 平成28年の県内の医師数2,754人のうち、女性は496人で、18%を占めています。

年代別には、40歳代は146人で23%、30歳代が144人で33%、20歳代が65人で40%となってお

り、若い世代ほどその割合が高くなっております。

このため県では、県医師会に委託して、女性医師等就労支援事業により、相談窓口を設置して、女性医師や医療機関からの個別の相談に対する情報提供や病後児保育等の保育支援、さらには、女性医師の勤務環境を改善するための、日当直の免除等の支援を行っているところであります。

これらの取り組みの結果、県内の女性医師数は、10年前と比較しますと、136人、38%増加しております。一定の成果が得られたものと考えております。

今後とも、女性医師がライフイベント等に応じて安心して働ける環境づくりを、県医師会等の関係機関と一体となって進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、今後とも積極的に女性医師の就労支援に取り組んでいただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは次に、介護の人手不足対策について伺ってまいります。

昨年5月に、介護に携わる人材の不足が2035年に、この20年間で約20倍にふえ79万人に達するという試算結果を、経産省が発表しております。

また、公益財団法人介護労働安定センターが、昨年度の介護労働の実態調査の結果を公表しております。それによれば、介護施設や事業所の実に65%が人手不足の状況で、これは、平成25年以降、4年連続で増加しているとのことでもあります。私の知り合いの訪問介護事業所でも、採用に苦労されております。

そのような中、厚労省は介護の人手不足対策の一環として、経験のない中高年の方を介護職

場に呼び込もうと、全国の自治体に入門的研修の開催を要請しておりますが、来月までに開催するのは、全国で16都府県にとどまっております。本県においては、県独自の類似研修があると回答をされております。

入門的研修は、基礎講座が3時間と、入浴や食事といった生活支援の基本的な方法や、認知症の症状を理解する入門講座の18時間で構成されております。研修を受けた人たちに、まずは介護助手になってもらおうという考えであります。

そこで、介護人材の確保対策として、やはり介護未経験者の取り込みは重要と認識するわけですが、県の考えと類似の研修を含めて、これまでの取り組み状況を伺いたいと思います。あわせて、国が制度化している「介護に関する入門的研修」について、今後どのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 生産年齢人口の減少など、介護の担い手が不足する中、高齢者や主婦層など、介護の経験がない方々の新規参入を図ることは、大変重要であると考えております。

このため県では、平成27年度から、介護未経験者に対する基礎講座や施設見学会など県独自の研修を実施し、3年間で延べ約200名が受講しております。

この研修を通じて、受講者からは、「介護への理解や関心が深まった」との声や「介護の資格取得や就労を目指す契機になった」との声をいただいております。

また、今年度からスタートしました、国の「介護に関する入門的研修」は、受講することで、介護の資格取得要件が一部免除されるとと

もに、福祉人材センター等と連携して、就労に向けたマッチングまで支援を受けられることとなっております。このことから、本県におきましても、人材確保対策をさらに充実させるため、来年度から実施してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 介護人材の確保対策に、今後とも、しっかりと取り組んでいただければと思います。

次は、児童虐待の対策強化についてであります。

連日のように報道される児童虐待のニュースに、胸が締めつけられる思いをいたします。余りに凄惨な虐待に、報道の文字を読むことさえもちゅうちょしてしまうのであります。

東京都目黒区の事案や千葉県野田市の事案も、行政側は保護者への対応に非常に苦慮しており、最悪の事態を招く前に、ケースごとに判断を下す重要性や難しさを、改めて認識するところであります。

国は、重大な事案が起こるたびに対策を講じてきているのでありますが、このたび、社会保障審議会のワーキンググループにおいて、児童相談所が強制的に子供を保護する介入機能の強化に向けて、都道府県に計画策定を求める報告書がまとめられたところであります。

具体的には、介入をちゅうちょする理由の一つとして、保護者との関係がこじれ、その後に保護者の相談に乗るなどの支援ができなくなるといったことへの対策として、介入と支援で部署や担当職員を分けること、また、介入の際に弁護士や元警察官の活用などを挙げ、体制整備のための計画を策定すること、さらには、児童福祉司の研修は、介入機能に重点を置いた内容にすることなどが盛り込まれております。

そこで、この報告書を受けて、県としては具体的にどのような対応をしていくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 児童虐待により子供の命が奪われる事件が全国で相次いで発生しておりますことを、本県としましても重く受けとめ、昨年7月の国の緊急総合対策などの取り組みを確実に実行し、子供の命をしっかりと守っていかねばならないと考えております。

そのような中、議員のお話にございました報告書では、介入機能の強化や県の計画策定などが盛り込まれ、現在、国において、児童福祉法の改正に向けた検討が進められております。

本県におきましても、虐待対応件数の増加とともに、虐待による一時保護の件数も増加し、平成29年度は前年度から約2割ふえておりますことから、一時保護の判断を適切に行うための研修やチェックリストの活用などにより、職員の資質向上に取り組んでいるところでございます。

今後、国の法改正の内容等を踏まえまして、確実に一時保護を行うための介入機能の強化等に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、方向性が示されましたら迅速に対応していただきますよう、よろしくお祈いします。

国は、児童福祉司の配置数についても、足りないとの問題意識を持っておりまして、専門職員1人当たりの件数を減らし、負担の軽減とともに、きめ細かな対応ができるよう、具体的に2022年、あと4年間ではありますが、2,020人増員し、5,000人体制にするとし、まずは来年度に1,070人増員するという大きな対策をまとめた

ところであります。一方で、これは地方交付税措置という問題も抱えているわけでありましたが、社会の深刻な問題に対する重要な取り組みでありますので、今後とも、国に、目に見える予算措置を講じるよう地方の実情を訴えていく必要もあろうかと思っております。

そこで、国の増員計画に対して、県としてどのように取り組んでいかれる考えか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本県の児童福祉司につきましては、平成28年度に策定されました、国の「児童相談所強化プラン」に基づき、体制の強化を進めておりまして、現在29人を配置しております。

昨年12月に策定されました新たなプランに基づく試算では、2022年度までに本県に配置すべき児童福祉司の数は42人となり、今後、さらに13人を配置する必要があるとございます。

来年度から2022年度に向けて、児童福祉司を具体的にどのように配置していくかにつきましては、今後検討していく必要があるとございますが、体制を強化することにより、職員の負担軽減を図り、増加する虐待相談に適切に対応することができると思っております。このことから、早期に職員を配置できるよう、関係部局と協議しながら、計画的に取り組んでまいりたいと思っております。

また、そのために必要な財源の確保につきましては、国にしっかりと要望してまいります。

○右松隆央議員 人員の確保は大変であります。計画的な対応をよろしくお祈いします。

引き続き、里親支援策について伺います。

厚労省は、虐待などで保護が必要な児童を受け入れる里親の増加に向けた取り組みも、強化していくことになりました。国が昨年度まとめ

た報告書では、里親委託率を、3歳未満では5年以内に、就学前の子供だと7年以内に75%以上にすると、明記したところであります。しかし、実情は、保護が必要な子供の委託先は、一昨年末で7割強が児童養護施設となっており、里親委託率は2割未満の状況にあります。自治体間での差が大きいのも特徴でありまして、最大の新潟市51%に対して、最小の堺市は8.3%と大きな開きがあります。

児相による児童虐待の対応件数が年々ふえ続ける中、子供が健やかに育つことのできる委託先の重要性は高まっていることから、厚労省も補助事業を拡充し、例えば、里親の新規登録者数や委託件数の実績に応じて補助を加算するなど、支援体制の整備を自治体に促すとしております。

そこで、本県の里親委託率の状況と、国が拡充する補助事業を通じてどのような取り組みを進めていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 里親等に委託している児童は、平成29年度末時点で58名、里親等委託率は13.8%であり、全国平均の19.7%を下回っております。

保護者による養育が困難であるなど、社会的養育を必要とする児童が健やかに成長していくためには、より家庭的な環境のもとで養育されることが重要であります。

そのため、県におきましては、これまでも里親普及促進センターの運営や委託を受けていない里親のトレーニングなどに取り組んでまいりましたが、里親委託をさらに推進するため、今回、国が拡充する補助事業を活用し、制度の普及啓発や里親委託の促進、委託後のフォローなど一連の支援を包括的に行う「里親が育て、地域が支える！里親委託総合推進事業」を、来年

度から実施したいと考えております。

今後、里親支援にかかわる関係機関との連携を強化し、効果的に事業を展開することにより、里親委託をさらに推進してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、新規事業等を通じて、里親委託率の向上に今後とも努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次は、子供の貧困対策について伺ってまいります。

子供の貧困対策においては、本県は、民間団体を中心に活発な取り組みが行われ、行政もその後押しをしっかりとされていると認識しております。

今後は、本県における子供の貧困の実態をどれだけ把握していけるか、そして、支援を必要とする家庭にどれだけ効果的な支援ができるかが、とても大事になってくるものと考えております。

山形県は、昨年8月と9月にかけて調査を実施し、その結果、国の国民生活基礎調査で、全国の子供の貧困率13.9%に対し、16%が貧困状態にあることがわかったとしております。山形県は、全国平均を2.1ポイント上回った事実を重く受けとめ、ひとり親家庭の所得向上や子供の居場所づくりなど、支援を強化することとなりました。

この調査は、貧困の実態を把握し、効果的な施策を探るのが狙いとなっておりまして、保護者へのアンケートでは、拡充が必要な支援制度を複数回答で尋ねたりもしております。本県も、市町村自治体で、詳細な実態調査を行っているところもあるようですが、やはり県として、それらを収集、分析していくことは、今後の支援策の構築に、大きなプラス効果が出てく

るものと考えております。

そこで、県としての子供の貧困における実態把握の必要性や考え方を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 子供の貧困対策を効果的に推進するためには、支援を必要とする子供の実態の把握が重要であるものと認識しております。

このため県では、平成28年3月に「子どもの貧困対策推進計画」を策定した際、児童養護施設や関係機関等を対象として、課題や施策に関する調査を実施いたしました。その結果、「保護者の生活・就労支援」「教育の支援」「支援制度の周知」が課題として挙げられたことから、現在、それらの対策に重点的に取り組んでいるところでございます。

また、来年度、計画の改定に当たり、前回と同様に調査を実施する予定でございまして、その調査の対象を民間団体等にも広げるなど、充実させてまいりたいと考えております。

子供の貧困についての実態把握は、現在、12の市町において調査が実施されているところでございまして、県におきましても、これらの調査結果を活用、分析するなど、さらなる実態の把握に努め、必要な家庭に支援が届くように、しっかりと取り組んでまいります。

○右松隆央議員 ぜひ、実態把握を進めていただく中で、さらなる施策の充実に取り組んでいただければと思います。

引き続き、子供の貧困対策で、私は一昨年9月の一般質問で、子ども食堂を取り上げた際に、アウトリーチ型の支援として江戸川区が取り組んでいる宅食事業を紹介させていただきました。シルバー人材センターの会員らが、孤食や貧困などで家庭で十分な食事がとれない子供

を支援するため、直接、家に出向いて食事をつくったり、弁当を届けたりする事業であります。この事業のもう一つの狙いは、食を切り口に直接訪問することで、各家庭の課題を把握するとともに、学習支援や就労支援などにつなげ、課題の早期解決を図ることが眼目でありました。

実は、佐賀県が九州で初めて、貧困世帯に食品を配送することも宅食を、ふるさと納税の寄附金を財源に、ことし4月から開始することとあります。子育て支援のNPOや運送会社など6つの民間組織が共同運営し、全国展開を目指す中、希望する自治体を募集したところ、市民活動の支援に熱心な佐賀県を第一弾に選び、佐賀市に一般社団法人子ども宅食応援団を設立しております。既に導入している文京区では、約550世帯に2カ月置きに食品を届けており、配達を通じて、DVなど家庭の問題把握につながった事例も出てきております。また、運送会社が配達するため宅急便と見分けがつかず、周囲には貧困を知られなくて済むといった声もあるようです。

そこで、本県でも、家庭の問題把握と支援にもつながる可能性がある食品宅配など、一層の取り組みを検討していく考えはないのか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 子ども食堂や食品宅配などの取り組みは、食事や食材の提供というだけではなく、地域における居場所づくりや、家庭の抱える課題を把握する手段として、大変重要であると考えております。

現在、県では、子供の貧困対策に取り組む民間団体と共同で、啓発イベントを開催したり、意見交換を行っているところでございまして、これらに加えて、団体から要望のありました、

人材の育成や寄附等の意向のある企業とのマッチングなどの支援を行っております。

また、昨年は、環境部局とも連携し、県内の個人や団体から寄せられました食品約170キロを、子供の貧困に取り組む民間団体「みやぎ子ども未来ネットワーク」に寄贈するなど、官民一体となって取り組んでいるところでございます。

今後は、議員御指摘の先進事例についての情報収集に努めるとともに、民間団体等との連携を深め、子供の貧困対策の充実に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 子供の貧困対策における現在の取り組みを、私自身は評価させていただいております。なお一層の支援策の検討をよろしくお願いしたいと思っております。

次は、環境森林部の所管事項についてであります。

まずは、県産材の利用促進について伺ってまいります。県では、9年前の平成22年に、県産材利用促進に関する基本方針を策定しております。これには、県産材の利用促進として、建築基準法の制約を受ける場合を除き、公共建築物は原則木造とし、使用する木材も原則県産材とするとしているところであります。

また、県によっては、森林・林業振興計画の中に、県産材の利用促進を個別計画として策定しているところもあります。その個別計画を拝見してみますと、県産材の各材の利用目標量に対する現状と推移や、さまざまな需要拡大の取り組み、また、プレカットなど加工場等の安定供給体制の整備状況などが、一目してわかるようにまとめられておりました。

そこで、環境森林部長に、本県の公共建築物の木造率の現状と、県産材の利用促進における

取り組みのさらなる見える化を進めてはどうかとありますが、見解を伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県の公共建築物の木造率につきましては、平成29年度に建設された建築物で26.8%となっており、「県産材利用推進に関する基本方針」で定めた平成32年度、目標値30%に対し、9割の達成状況となっております。

また、県産材の利用促進につきましては、県森林・林業長期計画において、取り組み方針や目標値などを示し、その実現に向け、木材利用の機運を高める木づかい運動の展開や、海外輸出の推進を図るなど、各施策を展開し、県民へのPRなどに努めているところであります。

実際に、県内の木造建築物の優良事例集の配布などにより、木材利用が広がっているところでありますので、さらに施策効果を高めるために、議員から提案のありました取り組みの見える化について、充実に図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 公共建築物の木造率も、順調に推移しているようであります。ぜひ、さまざまな県の取り組みや実績等を見える化していただきますよう、よろしく申し上げます。

本県の森林課題として、齢級構成の平準化が常に挙がってくるわけであります。民有杉人工林で、8齢級以上が75%を占めることから、適切な伐採と再生林を行うこと、また、間伐が必要な面積も85%に至ることから、施業の効率化を図りながら、循環型の資源構成に努めていく必要があります。

そこで、齢級構成の平準化に向けた再生林、及び間伐の実施状況と、今後の具体的な取り組みについて、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県の人工林

は、主伐期を迎え、成熟した森林が多くを占めていることから、齢級構成の平準化に向けて、資源の若返りを図る必要があります。県では、伐採後の再造林を積極的に推進しているところであります。

その結果、平成29年度の再造林面積は、県全体では2,124ヘクタールで、再造林率は79%となっております。

しかしながら、地域によっては再造林率が低いところもあるため、植えつけ作業の省力化に資するコンテナ苗の生産拡大などや、低コスト化に有効な一貫作業システムの導入を促進するなど、森林所有者の造林意欲を喚起し、さらに再造林を進めてまいりたいと考えております。

また、間伐につきましては、森林所有者の主伐意向の高まりなどにより、減少傾向で推移しておりますが、路網整備や列状間伐の実施などにより低コスト化を図りながら、高齢級の森林を対象とした利用間伐などを積極的に推進しながら、齢級構成の平準化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、計画的な取り組みと進捗管理をよろしくお願いします。

続いて、森林管理の空洞化対策についてであります。森林の適切な管理において、森林所有者の不在村化が進むことは、大きな懸念材料になります。在村者の所有林に比べて管理が行き届かないことは往々にしてあり、施業の集約化を図ろうにも、対面ではなくDMによる働きかけでは、容易にいかないケースが多々出てくるものであります。森林所有者の高齢化も進み、今後ますます所有者不明や不在村化が進むものと認識しております。

そこで、本県における不在村所有者の現状と推移はどうなっているのか、また、今後どのよ

うな対策を講じていくのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県における不在村の森林所有者につきましては、県の森林資源量などを把握するための森林簿データでは、平成29年度末で、所有者全体の16%に当たる約2万人となっており、所有面積では、全体の31%を占める約13万ヘクタールで、いずれも増加傾向にあることがうかがえます。

このような中、県では今年度、林地台帳を作成し、市町村へ提供したところですが、市町村は、所有者や境界の確認などの調査を継続して行い、台帳の精度向上を図ることとされております。

今後、森林所有者の高齢化が進むことから、市町村が林地台帳をもとに、不在村所有者等の意向調査や所有者が不明な場合の探索などを早急に行うことが求められております。

このため、県としましても、市町村と連携して、不在村所有者の適切な森林管理への対策を強化してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 早急な対応をよろしく願いいたします。

4月施行の新たな森林経営管理制度では、手入れの行き届かない森林の整備において、所有者の意向を確認した上で、所有者にかわって、市町村が中心的な役割を担うことになっております。新制度の財源として来年度の森林環境譲与税が充てられ、円滑な制度運用に向けて、専門知識のある市町村職員の育成や、市町村から管理を受託できる林業者の育成も図ることとなります。

そこで、新たな森林経営管理制度において、整備事業での意向調査の対象となる民有人工林がどれくらいあるのか、また、円滑に制度を推

進するため、市町村に対しどのような支援をしていくのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 森林経営管理制度における、森林所有者の意向調査の対象となる森林は、民有人工林の半分に当たる約13万ヘクタールとなっております。

この制度では、市町村が経営管理計画を作成する必要があることから、今議会にお願いしております「新たな森林管理システム推進事業」において、モデル地区を設定し、調査の結果得られた具体的な計画作成の手法等について、全市町村を対象に研修を行うほか、市町村に対して助言や指導等を行う森林管理推進員を、県本庁に配置することとしております。

また、市町村をサポートする地域林政アドバイザーをあっせんするほか、4月に開講します林業大学校においても、市町村職員を対象に、森林経営管理に関する研修を実施することとしております。

さらに、各地域では山会議の組織を活用して、林業普及指導員が森林組合などと連携しながら、市町村をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 新制度を円滑に進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

次に、ICTを活用した畜産農家の収益性向上についてであります。

これも3年前の一般質問で取り上げさせていただきましたが、畜産農家において、肥育期間の短縮化と繁殖雌牛の分娩間隔を理想とする1年1産にできるだけ近づけ、効率性を高めていく取り組みが、収益性向上の面で重要になってまいります。現在、県において、肉用牛繁殖管理システムの導入を鋭意進めておられます。肉用牛繁殖経営にとって最も大事なことは、発情

発見と分娩時の適切な対応である中、農水省が、21日周期で起こる発情を1回見逃した際の経済的な損失を試算しておりまして、経営全体で102万7,550円になるとの試算も出しております。

そこで、農政水産部長に、肉用牛繁殖管理システムの導入状況と、今後の畜産農家の収益性向上においてICTの利活用をどのように進めていくのか、お伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 肉用牛経営におきましては、飼養規模の拡大に伴い、省力化や生産性の向上を図るために、ICTを取り入れた経営が、今後ますます重要になってくるものと認識しております。

肉用牛におけるICT活用といたしましては、例えば、発情発見や分娩予測を行う装置があり、本県では平成25年度から、モデル農家約80戸による繁殖成績向上に向けた実証を行っておりまして、昨年12月末時点で、延べ587戸の農家が導入しております。

導入農家を対象といたしました畜産試験場の調査によりますと、導入前と比較して、分娩間隔が平均39日短縮したり、分娩事故の発生率が2.1%から1.3%に低下するといった成果が得られております。

今後は、繁殖管理システムによる労働時間の短縮効果等を数値化するなど、農家にICT導入の効果をよりわかりやすく示しながら、さらなる普及拡大を図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 意欲の高い畜産農家において、ICTを活用した経営の効率化は、収益性に直結するわけでありますので、今後とも、さまざまな活用例を普及していただければと思います。

次は、水産政策の改革についてであります。

国は、実に70年ぶりに漁業制度の抜本の見直しを図ることとしました。資源管理強化や漁業権の見直しが柱となるわけではありますが、具体的なポイントとして、1つは、漁獲可能量、いわゆるTAC制度のもとで漁獲量管理を行う中、その対象魚種を、現在のアジやサバなど7魚種、漁獲量で言えば6割に当たるわけですが、これを漁獲量ベースで8割まで早期に対象魚種をふやす内容であります。また、TAC管理を行う漁獲割り当て、いわゆるIQの導入を、大臣許可漁業から順次導入していくこととなっております。

そこで、この漁業制度の抜本の見直しを県はどう受けとめ、今後どのように対応していくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 今般の漁業法の改正により資源管理の強化は、我が国周辺の水産資源を、持続的に最大の漁獲量が得られる水準に保つことによって、漁業生産の増大を目指すものであり、本県といたしましても、低迷する水産資源の回復と漁業の成長産業化に必要な不可欠であると考えております。

また、船ごとの漁獲割り当て方式につきましては、より確実な数量管理を目的とするものでありますが、お話がありましたとおり、当面は大臣許可漁業で導入される予定とされており、本県漁業に直ちに影響するものではないと考えております。

しかしながら、今後、漁獲可能量制度の対象魚種の拡大等によって、本県漁業への影響も考えられますことから、国の資源管理の動向に係る情報収集や、漁獲量の適切な把握などに努めてまいります。

○右松隆央議員 今すぐ本県漁業に影響は出な

いようではありますが、対象魚種の拡大など、引き続き、国の動向を注視していただきますようお願いいたします。

同じく、若手漁業者の確保対策についてであります。厳しさに直面する水産業を、今後とも維持、発展させていくためには、若手漁業者の育成は必須になってまいります。一方で、船の維持経費や魚価の低迷もあり、漁業経営は厳しさを増すばかりであり、担い手の育成は容易ではない状況にあると認識しております。若手が希望を持って参入できるよう、漁業の生産性を高めるとともに、漁船の性能が日進月歩にある中、導入の補助事業も含めて、資源管理とともに、国には漁業所得を上げる取り組みを進めてもらう必要があります。そして、海洋県である本県も、国と一体となって水産業発展の取り組みを進める重要性を感じる次第であります。

そこで、本県における漁業就業者数の推移と若手漁業者の割合、そしてまた、担い手の育成のために本県が取り組んでいる内容とその成果について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県の漁業就業者数は、漁業センサスによりますと、平成15年が3,749人、平成25年が2,677人となっており、10年間で約1,000人減少しております。

この間、35歳未満の若手漁業者の割合は約16%で推移しておりますが、実数では減少傾向が続いておりまして、本県漁業生産の維持を図るためには、若手漁業者の確保が重要な課題であると考えております。

このため、県立高等水産研修所において若手漁業者の養成を行っているほか、海洋高校生を対象とした漁業ガイダンスや漁業体験研修への協力、さらには、平成28年に設立された宮崎県漁村活性化推進機構において、就業希望者の研

修や就業先とのマッチングなどの取り組みを行っております。

このような取り組みによりまして、近年は、これまでよりも2割程度多い50人を超える新規漁業就業者を確保しているところであります。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、若手漁業者の確保にしっかりと努めてまいります。

○右松隆央議員 県立高等水産研修所は委員会でも視察に行っていました。県の担い手育成には期待をしておりますので、ぜひ取り組みを進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次は、本県の観光政策について伺ってまいります。

まずは、インバウンドとアウトバウンド対策についてであります。インバウンドの取り組みは、観光消費を上げるために、各県、熾烈な競争を繰り広げておりますので、本県の取り組み状況については、この後問わせていただきますが、その前に、アウトバウンドの現状がどうなっているのか、本県と海外を結ぶ直行便の路線維持のためには、本県からの利用割合も高めていく必要があります。

そこで、直行便のあるソウル線、台北線、そして運休となった香港線についても、インバウンドとアウトバウンドの利用割合がどうなっているのか。そして、県はアウトバウンドの促進に向けてどのような取り組みを進めているのか、その成果について、総合政策部長に伺いたしたいと思います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎空港発着の国際線の、本年度におけるインバウンドとアウトバウンドの利用割合でございますが、本年1月末現在で、おおむねソウル線が8対2、台

北線が7対3、そして昨年10月末から運休中の香港線が9対1でございます。各路線ともインバウンドの利用者の割合が多い状況にあります。

また、アウトバウンドの利用促進策につきましては、県民が国際線を利用する際のパスポートの取得やグループ旅行、修学旅行への支援を初め、メディアを活用した旅行商品のPRなど、渡航需要を喚起するための取り組みを行っているところであります。

これらの取り組みにより、本年度のアウトバウンドの利用者数は、昨年度同月比で約1.6倍と大きく増加しております。特にソウル線に関しましては、新規就航や増便により203%と倍増しております。

県といたしましては、新たに直行便を利用して修学旅行を実施する高校もあるなど、一定の効果が出ておりますが、引き続き、アウトバウンドの利用促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 地方線でのアウトバウンドの促進には難しさもありますけれども、今後とも利用割合を注視していただいて、さらなる取り組みをよろしくお願いいたします。

引き続き、本県におけるインバウンドの取り組みについてであります。観光庁が初めて公募した、外国人観光客向けの体験型観光モデル事業で、最先端ICTを活用した取り組みに、鳥取砂丘の「すなばASOBI」など4件、潜在的な観光資源の取り組みに、島根県松江市の玉造温泉エリアの「美肌のススメ！温泉体験プログラムモデル事業」など5件が、そして夜間の観光資源の取り組みに、同じく島根県の「石見神楽を活用したナイトタイムコンテンツ造成事業」など4件が採択されております。

本県は応募していなかったようですが、県内には、外国人観光客が魅力を感じる観光資源が多々あると確信をいたしております。

そこで、県として、外国人観光客向けの体験型メニューづくりにどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 体験型観光は外国人観光客に人気があり、滞在時間を延ばすことにもつながることから、県ではこれまで、地元市町村等と連携して、サイクリングやトレッキングをクルーズ客向けのツアーに取り入れるとともに、地域の食材を使った郷土料理づくりをモニターツアーで実施するなど、体験型メニューの開発に取り組んできたところであります。

さらに、連携協定を結んでいますANAと共同で欧米豪を主なターゲットに、高千穂神楽面の絵つけ体験や椎葉の古民家での食体験、和太鼓の演奏や製作など、外国人が好むような体験型メニューの商品化に現在取り組んでいるところであります。今後、海外大手旅行サイトを活用して、販売を強化することとしております。

今後とも、市町村や民間事業者等と連携しながら、外国人旅行者にとって魅力のある体験型メニューの開発や情報発信等に努め、さらなる誘客につなげてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 会津若松では、武道で訪日客を呼ぶとして「剣道サムライ体験」を、沖縄県では、日本文化に関心の高い訪日客向けの空手稽古と観光を結びつけているようであります。本県が誇るあらゆる観光資源をしっかりと活用していただき、また旅行会社とも強力に連携していただき、商品のラインナップを充実させていただければと、お願いいたします。

引き続き外国人観光客の誘客に効果的な施策を打ち出していくためには、常にリサーチしていくことが大事であります。外国人観光客が宮崎の何をどう評価しているのか、しっかりと探る必要が出てまいります。

そこで、インバウンドの誘客促進に向けて、外国人の満足度等をしっかりと把握することが大事になってまいりますが、県の取り組み状況を、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 外国人旅行者の多様なニーズを踏まえたサービスの提供や、ターゲットに応じた効果的なプロモーションを実施するためには、その嗜好や動向をしっかりと把握することが大変重要だと考えております。

そのため、県ではこれまで、訪日外国人消費動向調査など、国や専門機関等が提供するデータを活用してきたところでありますが、それに加え、今月から県内の宿泊施設において、外国人旅行者に対するアンケート調査を継続的に実施し、本県訪問前に観光情報をどのように入手したかや、移動手段、訪問先の満足度など、より詳細なデータの把握に努めているところであります。

今後は、こうして得られたデータの分析結果を、より効果的な観光施策の立案に生かすとともに、宿泊施設にフィードバックすることで、外国人観光客に対するサービスの向上などにつなげてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、満足度調査等で得た情報を生かしていただいて、充実したインバウンド対策を図ってまいりますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、ヘルスツーリズムについて伺います。ヘルスツーリズムとは、健康をテーマにし

た旅のことであり、自然豊かな環境の中で心と体を休めることで、生活習慣を見直すきっかけになるとして、働く女性や従業員の健康を重視する企業から注目を集めております。さまざまなプログラムがつくられ、旅行商品として売り出す自治体もあり、健康寿命への関心が高まる中、地元は、地域に人を呼び込める新たな観光商品に育つことを期待しております。

日本ヘルスツーリズム振興機構などでつくる委員会で、本年度から、ヘルスツーリズム認証制度を始めております。ことしの第1期分は、申請があった中から、全国で17コースが選ばれておりまして、その中で九州で唯一、大分県竹田市の「こころ・からだ よみがえる 健康ながゆ旅」が認証を受けたところでありまして、地元の温泉利用相談室で専門家が参加者の健康状態を確認した後、ガイドと散策しながら森林浴でリラックスし、有機食材の昼食を味わい、最後は温泉に入る半日コースであります。竹田式湯治を推進し、ヘルスツーリズムに力を入れてきた市は、今回の認証は、ほかの地域との差別化を図ることができて、アピールしやすくなるかと語っておられました。

そこで、新たな観光商品として、女性や企業に人気が高く、全国に広がるヘルスツーリズムに、その素材が満載の本県において、今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 大手旅行会社が実施した調査によりますと、「健康になる旅行」に興味関心のある層が約7割を占めるなど、ヘルスツーリズムは、今日の旅行ニーズに合致した観光誘客の有効な手段であると考えております。

御指摘がありましたように、本県は、海、

山、川の豊かな自然や安全・安心な食などヘルスツーリズムにつながる観光素材に恵まれており、実際に、日南市や日之影町などでは、森林セラピーでのウォーキングやヨガに加えた温泉、また体に優しい食などを組み合わせた体験プログラムの開発などの取り組みが進められているところであります。

県としましては、今後とも、市町村等と連携しながら、このような健康を切り口とした取り組みを他の地域にも広げ、その魅力を国内外に広く発信することで、さらなる誘客につなげてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、本県のすばらしい観光資源を最大に生かしていただいて、商品開発とそのブラッシュアップにより、誘客に結びつけてもらいますよう、全力を尽くしていただければと思います。

次に、PFI方式による県有施設整備について伺ってまいります。

公共施設の建設・運営に民間の資金やノウハウを導入するPFIは、今から20年前の1999年にPFI法が施行され、取り組みが始まったところでありまして、県内では、PFIの実施方針を公表したのはまだ1件のみと少ないわけでありまして、全国ではかなりの件数が公表されておりまして、九州でも福岡県の36件を筆頭に、鹿児島県が10件、佐賀県も9件と続いております。

PFIはそのメリットとデメリットをしっかり把握し、取り組んでいかなければなりません。例えば、行政側のメリットとしては、事業に係るリスクを民間に移すことで、リスク軽減と財政支出の削減効果が期待できるわけでありまして、一方で、PFIは運営によって民間事業者が利益を出せることが前提となりますの

で、対象となる事業はおのずと限られてまいります。

また、民間事業者側のメリットとしては、新たな投資機会を獲得でき、企業としての信頼性が高まる効果があります。一方で、準備が大変な上、実績を求められることも多く、参入障壁が高いのが現状であります。また、投資回収期間が長期にわたる事例も多く、リスクが大きくなる場合が出てくるのがデメリットとなっております。

また、施設や資産を、官民のどちらがどのように所有するかで、事業方式が類型化されております。我が国において最も多く用いられているのがBTO方式で、民間の事業者が施設を建設した後、所有権を公共側に移転し、その上で施設の運営は民間事業者が担う方式であります。また、イギリスではBOT方式が多く、建設後も一定期間にわたって管理や運営を担った後、公共側に施設を移管する方式になっております。

そこで、総合政策部長に、既に県プールではPFIを検討されているようではありますが、県施設でPFI導入可能性を考えている案件がどれほどあるのか伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県では、平成18年3月に「宮崎県PFI活用指針」を、そして昨年1月には「宮崎県PPP/PFI手法導入優先的検討規程」を定めまして、PFI等の活用に向け、その基本概念や実施手順等を取りまとめたところであります。

これらに基づき、「適切な事業規模が見込まれるか」「民間事業者がノウハウを活用して創意工夫できる範囲が広い事業であるか」などの視点から、一定規模以上の事業については、従来型手法に優先してPFI事業等の導入可能性

を検討してきておまして、現在、お話にありました、国体に向けての県営プール、宮崎港複合ビル、県東京ビルの3件について、PFIを含めた官民連携手法の可能性の検討を進めているところであります。

○右松隆央議員 ぜひ検討を進めていただければと思います。

引き続き、PFIを検討する上において大事な観点として、県内の事業者がいかに参入しやすくなるか、それらを公募条件にどのように設定するか、県内企業の参画を促すための運営方針を定める必要があります。例えば鳥取県では、世界貿易機関(WTO)政府調達の基本額、建設工事で22億9,000万円に達しない場合、原則として、事業主体となる特定目的会社の構成員に県内企業を含めることを、公募条件にしております。

そこで、今後検討が進められるPFI事業に県内企業が参画しやすくなる方策を進めるべきと考えるわけではありますが、総合政策部長に見解をお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） PFIの課題の一つに、事業主体が多くノウハウを持つ大手企業に限られる可能性が高くなることが挙げられます。

このため、議員御指摘のように、他の自治体の例では、WTO政府調達協定による制約など個々の事業規模を勘案しながら、PFIの入札参加要件として、事業を実施する特別目的会社の構成員に地元企業を含むことや、地元企業に一定金額以上の下請業務を出すことを義務づけている事例、地元企業を構成員とした場合に評価を加点している事例などがあります。

PFI事業へ県内事業者の参画を促進していくためには、まずは、県内企業等に対するPFI

I 制度の周知や、企画力・管理能力を高めてもらうことが必要と考えておりました、引き続きこのような取り組みを進めるとともに、今後、具体的に個別の事業を実施する際には、事業の規模や内容に応じて、県内企業の力を生かせる方策等の導入についても検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、検討をよろしく願います。

次に、道路橋の点検における効率化についてであります。

国交省は、来年度から橋梁の老朽化点検を効率化するために、現在、技術者の目視での確認を定めている道路法に基づく点検要領を年度内に改正し、赤外線を使ってコンクリートのひび割れなどの破損を確認する手法を導入し、財政難や人手不足が深刻な自治体への普及を図っていくこととしております。

点検時間を大幅に短縮できるほか、足場の設置も不要となり、橋の下に道路がある場合、交通規制をしなくてもいいといったメリットも出てくることから、精度の高いこの新技術の導入で、従来が目視による点検より2割程度の費用削減が見込めると試算されております。

そこで、道路橋の定期点検において、来年度から国が進める新技術の活用を県はどのように考えているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 道路橋の定期点検につきましては、平成26年の道路法施行規則の改正により、「近接目視により、5年に1回の頻度で点検を行うこと」とされたところでありまして。

県管理の約2,000橋の橋梁についても、毎年約400橋を点検する必要があり、作業の効率化やコスト削減が課題となっております。

このため現在、国においては、道路橋の点検要領の見直しの中で、ドローンや議員御指摘の赤外線カメラによるひび割れ調査など、新技術を活用したガイドラインの作成を進めていると伺っております。

県としましては、国の動きを注視しながら、橋梁点検における新技術について、積極的に活用してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、コスト削減に有効な新技術の活用をよろしく願います。

次に、県病院と民間医療機関との地域連携についてであります。

県は、2025年を見据え、一昨年度に地域医療構想を策定しました。高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとに、病床数の必要量を二次医療圏単位で推計を出して、調整会議で協議を行い、機能の分化や連携をしっかりと図り、将来を見据えた医療提供体制を今後構築していくこととなります。

その中で県立3病院は、地域の中核病院としての役割を果たすとともに、医療連携科を中心に、患者の症状に応じた切れ目ない医療・介護サービスの提供が図られるよう、かかりつけ医を含めた地域の医療機関等との連携を密にしているところであります。

病院局では来年度、新規事業として地域医療連携推進事業を立ち上げ、一層の地域連携を進めることとしております。

そこで、県立3病院における地域医療連携の現状と、今後さらなる連携先の開拓など、新規事業内容も含めてどのような取り組みを進めていく考えであるのか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 患者が円滑に治療を受けられるよう、切れ目のない医療を提供す

るためには、地域医療連携が大変重要でございます。

現在、県立延岡病院と日南病院は地域医療支援病院の承認を受けておりますが、地域医療構想や県立宮崎病院の再整備も踏まえますと、各病院がさらに地域の医療機関との連携強化を図っていく必要がございます。

このため、御質問にもありました来年度の新規事業では、地域の医療従事者等への研修会や症例に関する勉強会などの開催、そして、医療機器の共同利用の促進や、患者の診療計画を地域で共有する地域連携パスの拡充などに向けた取り組みを行いますとともに、病院長等が地域の医療機関を訪問することなどによりまして、県立病院との連携先をふやすこととしております。

今後とも、地域医療連携の一層の推進を図りながら、県立病院としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、地域連携の一層の推進と、県病院としての役割を果たされることを、心から願う次第であります。

次は、県警本部でございます。

警察におかれましては、日夜、県民の安心・安全の確保に御尽力をいただき、心から敬意を表する次第であります。今回、高齢ドライバーの交通事故対策について伺いたいと思います。

警察庁の「高齢運転者に係る交通事故の現状」という資料を拝見しますと、年齢別のブレーキペダルとアクセルペダルの踏み間違いに係る死亡事故件数の推移が出ておりまして、65歳以上の件数が、23年の34件から、27年には50件にふえておりまして、構成比も、72.3%から86.2%にふえている数字を目にしました。今後、高齢化が進む中で、高齢者による交通事故

の増加を心配しているところであります。

そこで、本県の昨年中における高齢者の交通死亡事故件数と、高齢運転者による人身事故件数、及び高齢者運転の交通事故を抑止するための主な取り組みについて、警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 昨年の県内の交通死亡事故は32件で、34名の方が残念ながら亡くなっておりますが、このうち65歳以上の高齢者は23名、約68%と過去最高の割合を占めております。

本年に入ってから、高齢者が犠牲となる交通死亡事故が既に4件発生しております。

また、高齢運転者が事故の加害者となりました交通人身事故も、1,920件で全体の約26%を占め、過去最高の割合となりました。

警察では、今後とも自治体を初めとした関係機関・団体と連携をとりながら、高齢運転者の特性に応じた「参加・体験・実践型」の交通安全教育、安全運転サポート車の普及啓発、運転免許を自主返納しやすい環境の整備等の施策を推進し、高齢運転者の交通事故抑止に努めてまいります。

○右松隆央議員 今後とも、高齢運転者の交通事故防止に御尽力をよろしく申し上げます。

最後の項目であります。教育の各問題について問うてまいります。

まずは、新規採用教員の育成についてであります。学校現場の方から、本県の新規採用教員は、研修への意欲が高く、指導法の改善についても素直に聞き入れ、実践に生かそうと努力する姿勢を持っていると伺いまして、将来の宮崎の教育界を背負う人材として、大変頼もしく感じた次第であります。

どの分野でもそうではありますが、初めて社会

に出たときに、どういう刺激や指導を受けるか、どういう人と出会うかは、今後のみずからの社会人生を左右する極めて大事なことであります。

教育現場では、メンターチームという新任者研修と、校内新人育成システムとも言える取り組みがございます。複数の先輩教員が、複数の新任者や経験の浅い教員と、継続的、定期的に交流し、信頼関係を築きながら、日常の活動を支援し、精神的、人間的な成長を促すことで、相互の人材育成を図るものであります。

そこで、教育長に、新規採用教員の育成では、初任者研修におけるメンターチームの取り組みの充実を図ることが大事と考えておりますが、本県での取り組み状況を伺いたいと思いません。

○教育長（四本 孝君） 新規採用教員の育成におきましては、議員のお話のとおり、チームを組んだ先輩教職員のもとで、初任者が豊かな経験と指導技術などを学ぶメンター制度による初任者研修が有効であると考えております。

そこで、本県では、平成29年度から「メンターチームによる初任者研修」モデル校を指定し、研究に取り組んでまいりました。

モデル校では、これまで以上に先輩教職員と初任者とのかかわりがふえ、そのことにより、多様な指導方法を学ぶことができた、また精神的な支えを得ることができたなど、確かな成果が報告されているところであります。

来年度からは、これらの成果を踏まえまして、初任者396名が配置される全ての学校において、メンターチームによる研修を実施し、新規採用教員の育成を図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 来年度から、新任者が配置さ

れる全ての学校において、メンターチームによる研修を実施されるとのこととあります。大変素晴らしい取り組みだと感じておりますので、今後とも、新規採用教員の育成に力を入れていただければと思います。

あわせて、教員採用前の研修も大事だと考えております。本県の採用前の研修の内容と、その充実にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 採用前の研修といたしましては、教員を希望する学生や臨時的任用講師等を対象に、「宮崎教師道場」を年3回開催し、スーパーティーチャーの講話や具体的な授業の進め方についての演習など、教員としての資質向上の取り組みを行っているところであります。

また、次年度の採用内定者を対象に、教員としての心構えについての講話や、守るべき服務等についての説明などを行う「事前研修会」も開催しております。

県教育委員会では、県内の教員養成課程を持つ7つの大学の代表等で構成されます「教員育成協議会」を昨年度設置し、その中で、養成期の研修のあり方についても、来月から協議を行うこととしております。

今後とも、優秀な人材を確保していくために、採用前の研修の充実にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 採用前のさまざまな取り組みを評価させていただくとともに、今後とも、その充実を図っていただきますよう、よろしくお願い致します。

次に、教職員全体の資質向上についてであります。第二次宮崎県教育振興基本計画で、教職員の資質向上の中に、学校におけるOJTの取

り組みが明記されております。On the Job Trainingの略であります。教員が日常の業務の中で、互いの学び合いを通じて、教職員として必要な知識や技能を、組織的、計画的・継続的に高めていく取り組みで、常に向上心を持って学び続けることの大切さを、基本計画ではうたっております。

そこで、教職員の資質向上において、本県が進める、学校におけるOJTの取り組みが十分に機能していくことが大事だと考えておりますが、その取り組みの進捗と手応えを、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 教職員の資質向上を図るためには、日常の職務を通して、必要な知識や技能等を高めるOJTを充実させることが大切であります。

そのため、県教育委員会では、平成25年度に「学校におけるOJT推進のための手引」を作成し、各学校に配付するとともに、各種研修会等を通じて、OJTの考え方や進め方についての周知を図ってまいりました。また、学校の課題に基づいた校内での研修を支援するため、指導主事等の派遣も行っているところであります。

このような取り組みを通して、学校でのOJTが定着し始め、日々の授業の改善に役立ったり、協力して学び続ける意識が高まったりするなど、その効果があらわれていると捉えているところであります。

今後とも、OJTのより一層の充実により、教職員に求められる「高い専門性」「幅広い社会性」「マネジメント力」の向上に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 OJTの効果があらわれているとのことでもあります。この取り組みを引き続

き進めていただければと思います。

次に、不登校児童生徒への支援のあり方について伺ってまいります。不登校児童生徒は、文科省の統計からも、依然として高水準で推移しておりまして、学校現場における生徒指導上の喫緊の課題となっております。

まずは、本県の公立小・中学校における不登校児童生徒数がどのような状況にあるのか、そしてその推移についても、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 本県の公立小・中学校におきます平成29年度の不登校児童生徒数は、小学生206人、中学生868人、合計1,074人あります。

5年前の状況と比較いたしますと、小学生が90人、中学生が57人増加をしております。小・中学生ともに、ここ数年、徐々に増加している状況が見られます。

○右松隆央議員 小学生・中学生合わせて1,074人といえば、27クラスぐらいの人数に当たりまして、比較的規模の大きい小学校丸々1校分ということになります。これはやはり、なかなか看過できない数字であると感じております。5年前と比較しても14%近く増加しておりますので、学校現場においても大変苦勞されているのではなかろうかと感じております。

そこで、教育長に、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方と県教委の取り組み状況について伺います。

○教育長（四本 孝君） 本県においても、不登校児童生徒数が増加しておりますことは、重く受けとめているところであります。

不登校については、取り巻く環境によって、「どの児童生徒にも起こり得ること」として捉える必要があり、不登校を「問題行動」と判断

せず、不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つことが重要であります。

また、不登校児童生徒の支援においては、「学校に登校する」ことのみを目標とせず、みずからの進路を主体的に捉え、社会的な自立を目指す必要があります、そのためには、学校と家庭が連携し、関係機関や専門家の協力を得ることが必要であると考えております。

県教育委員会では、不登校の未然防止や早期支援の取り組みについて具体的な対応集を作成し、全公立学校で積極的に活用するようお願いしております。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を来年度予定しており、不登校児童生徒へのきめ細やかな支援が図られるよう、教育相談体制の充実にも努めてまいります。

○右松隆央議員 教育長のおっしゃるとおりだと思います。どの生徒にも起こり得ると捉えていただき、偏見を持つことなく、学校、家庭、社会が、不登校児童生徒に寄り添い、関係機関と連携も図りながら、支援体制をしっかりと築いていただきたいと思います。また、御紹介があった不登校への対応集を読ませていただきました。不登校の捉え方から、要因と誘因、そして具体的な対応まで、細かく記載されておりました。ぜひ、今後とも対応集の積極的な活用をお願いしたいと思います。

次に、小学校におけるプログラミング教育についてであります。新学習指導要領で、2020年から小学校でプログラミング教育が必修化されます。文科省の有識者会議においても、特に小学校段階におけるプログラミング教育の意義や認識の共有を図り、各小学校において円滑な実施につなげていくことが求められております。

そこで、必修化されるプログラミング教育の意義と、本県における導入に向けての取り組みについて、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） プログラミング教育につきましては、これからの社会を生きていく子供たちにとって、将来どのような職業に就くとしても、コンピュータ等を活用することが求められるという社会的背景から、今回の学習指導要領改訂において、新たに導入されたものであります。

この教育は、単にプログラミング言語を覚えることではなく、目的を達成するために、物事の筋道を考えて計画的に実行するといった、いわゆるプログラミング的思考を育むとともに、コンピュータ等を上手に活用して、よりよい社会を築いていこうとする態度を育むことなどが求められております。

本県では、2020年度からの必修化に向け、現在、教育研修センターにおいて教員へのプログラミング体験講座の開設や、大学と連携した授業モデルの公開など、取り組みを進めているところであります。

来年度以降は、さらに民間企業との連携についても検討するなど、研修の充実を図ってまいります。

○右松隆央議員 さまざまな民間団体との連携を進めている先進的な事例もごございます。2020年に向けて、鋭意、取り組んでいただければと思います。

次は、ICTを活用した遠隔合同授業についてであります。文科省では、教室で教師が子供たちに勉強を教える対面授業を原則としてきたわけではありますが、4年前の平成27年に、高校での遠隔教育を正式に認めております。それに続き、今後2020年代の初頭、すなわち、この3

年、4年のうちに、希望する全ての小・中・高校で始めることを発表しております。

中山間地域にいても、どこにいても先端の教育に触れ、また外国語指導助手のALTなど限られた人的資源も、遠隔授業では有効に活用できるわけであります。

そこで、教育長に、2020年代初頭に、希望する全ての小・中・高校で遠隔教育を始めるとしたわけですが、その意義と、特に小規模校や中山間地域などで有効と考えられるわけですが、本県の導入の現状と今後の取り組みについて伺います。

○教育長（四本 孝君） 遠隔教育は、テレビ会議システムなどを通じて、距離にかかわらずお互いの情報のやり取りを行うことで、小規模校や病気療養中の児童生徒に対する学習の幅や機会を広げ、学びの質の向上を目指す教育であります。

本県におきましても、現在、県の教育情報通信ネットワークである「教育ネットひむか」を活用し、県内の小規模校同士での合同授業などが実施されております。

これにより、ふだんは少人数で授業を受けている児童が、多様な意見や考えに触れることができ、学習意欲や相手意識の高まりなどの効果が見られているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後、中山間地域と都市部との合同授業を初め、先進的な取り組みを県内で共有することができるよう、遠隔教育の有効性について広く周知するとともに、本システムの使いやすさ・利便性をさらに高めることで、遠隔教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 遠隔授業は大きな可能性を秘めておりますので、さまざまな角度から取り組

みを進めていただければと思います。

最後の問いになりました。ICTを使った教員の能力向上についてであります。教員個々が、資質や能力向上に日々研さんを積む中、県教委においては、教員が自主的に、みずからの経験段階に応じてレベルアップできるような環境を整えていくことが大事になってまいります。指導力の高い教員の授業や教材をアーカイブとして映像で残し、遠隔地や自宅でも閲覧できる取り組みなどは、教員の能力向上に大変有効と感じております。

そこで、教員の能力向上において、インターネットを活用した研修システムの導入は有益と考えるわけでございますが、本県の現状と今後の取り組みについて、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 本県におきましては、インターネットを活用して、スーパーティーチャーによるすぐれた授業や、教育研修センターで実施されている講座の一部を閲覧できるシステムが整備され、学校での校内研修や授業力を高めるための自己研修等で活用されております。

また、育児休業中の女性教職員が、家庭で最新の教育に関する情報を閲覧することも可能となっております。教職員からは、「非常にためになった」「どこでも研修できてありがたい」などの声が寄せられ、職場復帰に向けた不安解消にもつながっているところでもあります。

県教育委員会といたしましては、本システムの内容をさらに充実させ、教職員が経験段階に応じて主体的に研修に取り組み、レベルアップを図ることができるなど、活用の有効性について広く周知することで、教職員の能力向上に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 このシステムの活用をさらに進めていただきますよう、よろしく申し上げます。今回、初めての代表質問でございました。選挙直前でもありまして、時間を確保するのに大変苦勞しましたが、いい経験を積ませていただきましたことに感謝を申し上げまして、私の代表質問の全てを終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時54分散会